

30年度 公文書開示状況（1月決定分） 教育庁

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
1	H30.11.8	H31.1.7	指定された日時・場所における個人の行為に関する内容について、その内容が虚偽だと東京都が主張する場合は、それを証明する具体的証拠					1										本件請求の内容は、個人の特定の日付における行為に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。）であるため、東京都情報公開条例第7条第2号の非開示情報に該当する。 また、本件請求に関しては、本件請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、同条例7条2号に該当する非開示情報を開示することとなるため、同条例第10条により文書の存在を明らかにしないで非開示とする。	教育庁都立学校教育部高等学校教育課	
2	H30.11.8	H31.1.7	指定された「弁明書」について、請求人が主張する事項につき具体的かつ明確な反論理由・根拠の証拠の全てを請求します。				1											請求に係る文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	教育庁都立学校教育部高等学校教育課	
3	H30.11.9	H31.1.8	指定された日時・場所における個人の行為に関する内容について、その内容が虚偽だと東京都が主張する場合は、それを証明する具体的証拠					1										本件請求の内容は、個人の特定の日付における行為に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。）であるため、東京都情報公開条例第7条第2号の非開示情報に該当する。 また、本件請求に関しては、本件請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、同条例7条2号に該当する非開示情報を開示することとなるため、同条例第10条により文書の存在を明らかにしないで非開示とする。	教育庁都立学校教育部高等学校教育課	
4	H30.11.9	H31.1.8	・30教総総第1400号「開示決定等期間の延長について」ほか53件	413		1				1								職員以外の氏名・住所・連絡先については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため（7条2号） 開示請求書中、「開示請求者」欄、「連絡先」欄の記載内容については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるため（7条2号）	教育庁総務部総務課	
5	H30.11.9	H31.1.8	開示決定等期間特例延長通知書において「開示請求のあった公文書の内容が複雑であるため……。」とあるが、 ・本日現在の（同主張内容で）「開示決定等期間延長」件数 ・平成29年度各年間件数 ・平成29年度各年間件数															「開示請求のあった公文書の内容が複雑であるため……。」と記載した請求に係る文書は作成及び取得しておらず、存在しないため	教育庁総務部総務課	
6	H30.11.9	H31.1.8	(1) 東京都教育庁の職員定数（平成30年4月1日現在） (2) 東京都教育庁の職員定数（平成29年4月1日現在） (3) 東京都教育庁の職員定数（平成28年4月1日現在）	3		1													教育庁総務部教育政策課	
7	H30.11.9	H31.1.8	平成30年度高等学校教育課（施設担当）事務分掌	1		1													教育庁都立学校教育部高等学校教育課	
8	H30.11.9	H31.1.8	都立日野台高等学校 経営企画室事務分掌	1		1													東京都立日野台高等学校	
9	H30.12.25	H31.1.8	都立高校改革推進計画新実施計画（第二次）（案）の骨子本文に多用されている「日本人としてのアイデンティティ」「日本人としての自覚と誇り」「日本国民としての自覚」の具体的定義が分かる文書					1											請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	教育庁都立学校教育部高等学校教育課
10	H30.12.25	H31.1.8	都立高校の土曜日勤務と振替の実施に関する協定について、平成17年3月1日付けの都教委から各校長宛の事務連絡の文書					1											請求に係る公文書は、保存期間が経過したためすでに廃棄しており、存在しないため	教育庁人事労働課
11	H30.10.3	H31.1.10	28教学高第670号「都立日野台高等学校(27)改修給水衛生設備工事に係る設計変更について（依頼）」ほか17件	65		1													教育庁都立学校教育部高等学校教育課	
12	H30.10.3	H31.1.10	29教学高第1512号「都立日野台高等学校(27)改修工事に係る設計変更について（依頼）」	7		1						1							学校の施設名及び教室名の一部については、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため（7条4号）	教育庁都立学校教育部高等学校教育課

30年度 公文書開示状況（1月決定分） 教育庁

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分			(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号	
13	H31.1.9	H31.1.17	東京都・中央区・港区合同総合防災訓練都立学校参加訓練一覧（2018年）	2	1														教育庁総務部総務課	
14	H30.11.20	H31.1.18	30教総総第1302号「開示決定等期間の延長について（9月14日付請求）」	15	1					1									職員以外の氏名・住所・連絡先については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため（7条2号） 開示請求書中、「開示請求者」欄、「連絡先」欄の記載内容については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるため（7条2号）	教育庁総務部総務課
15	H30.11.20	H31.1.18	30教総総第1310号「開示決定等期間の延長について（9月18日付請求）」	52	1					1									職員以外の氏名・住所・連絡先については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるため（7条2号） 開示請求書中、「開示請求者」欄、「連絡先」欄及び「1 開示請求に係る公文書の件名又は内容」欄の一部の記載内容については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるため（7条2号）	教育庁総務部総務課
16	H30.11.20	H31.1.18	30教総総第1310号「開示決定等期間の延長について（9月18日付請求）」	52	1					1									職員以外の氏名・住所・連絡先については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるため（7条2号） 開示請求書中、「開示請求者」欄、「連絡先」欄及び「1 開示請求に係る公文書の件名又は内容」欄の一部の記載内容については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるため（7条2号）	教育庁総務部総務課
17	H30.11.20	H31.1.18	30教総総第1340号「開示決定等期間の延長について（9月20日付請求）」	60	1					1									職員以外の氏名・住所・連絡先については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるため（7条2号） 開示請求書中、「開示請求者」欄、「連絡先」欄及び「1 開示請求に係る公文書の件名又は内容」欄の一部の記載内容については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるため（7条2号）	教育庁総務部総務課

30年度 公文書開示状況（1月決定分） 教育庁

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号				
18	H30.11.20	H31.1.18	30教総総第1340号「開示決定等期間の延長について（9月20日付請求）」	60	1				1											職員以外の氏名・住所・連絡先については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるため（7条2号） 開示請求書中、「開示請求者」欄、「連絡先」欄及び「1 開示請求に係る公文書の件名又は内容」欄の一部の記載内容については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるため（7条2号）	教育庁総務部総務課
19	H30.11.20	H31.1.18	30教総総第1341号「開示決定等期間の延長について（9月26日付請求）」	40	1				1											職員以外の氏名・住所・連絡先については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるため（7条2号） 開示請求書中、「開示請求者」欄、「連絡先」欄及び「1 開示請求に係る公文書の件名又は内容」欄の一部の記載内容については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるため（7条2号）	教育庁総務部総務課
20	H30.11.20	H31.1.18	30教総総第1341号「開示決定等期間の延長について（9月26日付請求）」	40	1				1											職員以外の氏名・住所・連絡先については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるため（7条2号） 開示請求書中、「開示請求者」欄、「連絡先」欄及び「1 開示請求に係る公文書の件名又は内容」欄の一部の記載内容については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるため（7条2号）	教育庁総務部総務課
21	H30.11.20	H31.1.18	30教総総第1355号「開示決定等期間の延長について（9月27日付請求）」	18	1				1											職員以外の氏名・住所・連絡先については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるため（7条2号） 開示請求書中、「開示請求者」欄、「連絡先」欄及び「1 開示請求に係る公文書の件名又は内容」欄の一部の記載内容については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるため（7条2号）	教育庁総務部総務課

30年度 公文書開示状況（1月決定分） 教育庁

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号			
22	H30.11.20	H31.1.18	30教総総第1356号「開示決定等期間の延長について（9月28日付請求）」	39	1				1										職員以外の氏名・住所・連絡先については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるため（7条2号） 開示請求書中、「開示請求者」欄、「連絡先」欄及び「1 開示請求に係る公文書の件名又は内容」欄の一部の記載内容については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるため（7条2号）	教育庁総務部総務課
23	H30.11.20	H31.1.18	30教総総第1573号「開示決定等期間の延長について（10月26日付請求）」	14	1				1										職員以外の氏名・住所・連絡先については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるため（7条2号） 開示請求書中、「開示請求者」欄、「連絡先」欄及び「1 開示請求に係る公文書の件名又は内容」欄の一部の記載内容については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるため（7条2号）	教育庁総務部総務課
24	H30.11.20	H31.1.18	30教総総第1573号「開示決定等期間の延長について（10月26日付請求）」	14	1				1										職員以外の氏名・住所・連絡先については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるため（7条2号） 開示請求書中、「開示請求者」欄、「連絡先」欄及び「1 開示請求に係る公文書の件名又は内容」欄の一部の記載内容については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるため（7条2号）	教育庁総務部総務課
25	H30.11.21	H31.1.18	30教総総第923号「開示決定等期間の延長について（7月17日付請求）」ほか15件	453	1				1										職員以外の氏名・住所・連絡先については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるため（7条2号） 開示請求書中、「開示請求者」欄、「連絡先」欄及び「1 開示請求に係る公文書の件名又は内容」欄のうち、開示請求者の言動に関する記載内容については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるため（7条2号）	教育庁総務部総務課
26	H30.11.21	H31.1.18	30教総総第1573号「開示決定等期間の延長について（10月26日付請求）」	14	1				1										職員以外の氏名・住所・連絡先については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるため（7条2号） 開示請求書中、「開示請求者」欄、「連絡先」欄及び「1 開示請求に係る公文書の件名又は内容」欄のうち、開示請求者の言動に関する記載内容については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるため（7条2号）	教育庁総務部総務課

30年度 公文書開示状況（1月決定分） 教育庁

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号	
27	H30.11.21	H31.1.18	30教総第1302号「開示決定等期間の延長について（9月14日付請求）」ほか6件	232	1					1									職員以外の氏名・住所・連絡先については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるため（7条2号） 開示請求書中、「開示請求者」欄、「連絡先」欄及び「1 開示請求に係る公文書の件名又は内容」欄のうち、開示請求者の言動に関する記載内容については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるため（7条2号）	教育庁総務部総務課	
28	H30.9.20	H31.1.21	都立日野台高等学校（H17）耐震補強工事 工事検査調査書	1	1															東京都立日野台高等学校	
29	H30.9.20	H31.1.21	(1) 平成13年度都立日野台高等学校（13）耐震診断調査 校舎② 特別教室棟報告書 (2) 都立日野台高等学校（H17）耐震補強工事 工事完了届 (3) 都立日野台高等学校（27）改修工事 工事状況報告書	640	1					1	1									業者の社員名及び連絡先については、個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）であるため（7条2号） 印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（7条4号） 学校の施設名及び教室名の一部については、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため（7条4号）	東京都立日野台高等学校
30	H30.9.20	H31.1.21	・都立日野台高等学校校舎改修工事に係る指定された文書について、何故作成されていないのか、その理由・根拠 ・作成されている場合は各々の保有・保存期間 ・破棄されている場合はその時期					1												当該工事は東京都財務局に施工委任しており、請求に係る公文書は取得しておらず、存在しないため	東京都立日野台高等学校
31	H30.9.20	H31.1.21	都立日野台高等学校（H17）耐震補強工事 工事完了届	1	1					1	1									業者の社員名については、個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）であるため（7条2号） 印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（7条4号）	東京都立日野台高等学校
32	H30.9.20	H31.1.21	都立日野台高校特別教室棟の指定された文書等について、 (イ) 各文書は作成されているか否か、 (ロ) 作成されている場合 (i) 保有・保存期間・作成日 (ii) 破棄されている場合には、その時期 (iii) 作成されていない場合には現行の耐震基準（新耐震基準）「建築物が保有すべき最低基準」に適合する安全性を有することが「確かめられ」ている事を証明する全ての証拠文書等。					1												指定された文書は現存せず確認できないため、請求に係る公文書は存在しない	東京都立日野台高等学校
33	H30.9.20	H31.1.21	・東京都が所有する防災上重要な公共建築物の耐震性に係るリスト（新耐震基準【区分1】） ・東京都が所有する防災上重要な公共建築物の耐震性に係るリスト（旧耐震基準【区分1】）	2	1																教育庁都立学校教育部高等学校教育課
34	H30.9.20	H31.1.21	都立日野台高等学校（H17）耐震補強工事 工事検査調査書	1	1																東京都立日野台高等学校

30年度 公文書開示状況（1月決定分） 教育庁

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
35	H30.9.20	H31.1.21	(1) 平成13年度都立日野台高等学校(13)耐震診断調査 校舎② 特別教室棟報告書 (2) 都立日野台高等学校(H17)耐震補強工事 工事完了届	631		1												業者の社員名及び連絡先については、個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む)であるため(7条2号) 印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(7条4号) 学校の施設名及び教室名の一部については、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため(7条4号)	東京都立日野台高等学校
36	H30.9.20	H31.1.21	都立日野台高等学校の工事に関する指定された文書等について、 (イ) 各文書は作成されているのか否か。 (ロ) 作成されている場合、 (i) 各々の保有・保存期間・作成日 (ii) 破棄されている場合はその時期 (iii) 作成されていない場合には現行の耐震基準(新耐震基準)「建築物が保有すべき最低基準」に適合する安全性を有することが「確かめられ」ている事を証明する全ての証拠文書等。					1										指定された文書は現存せず確認できないため、請求に係る公文書は存在しない	東京都立日野台高等学校
37	H30.11.22	H31.1.21	30日野台高第895号「弁明書の提出等について(回答)」	6		1					1							審査請求人の氏名については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるため(第7条2号)	東京都立日野台高等学校
38	H30.11.22	H31.1.21	①工事状況報告書、②報告書に基づいて、東京都が①・②の指摘事項の調査をしなかった判断を決定した決裁文書					1										当該工事は東京都財務局に施工委任しており、請求に係る公文書は取得しておらず、存在しないため	東京都立日野台高等学校
39	H30.11.22	H31.1.21	30教総総第1302号「開示決定等期間の延長について(9月14日付請求)」ほか7件	278		1					1							職員以外の氏名・住所・連絡先については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるため(7条2号) 開示請求書中、「開示請求者」欄、「連絡先」欄及び「1 開示請求に係る公文書の件名又は内容」欄の一部の記載内容については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるため(7条2号)	教育庁総務部総務課
40	H30.11.22	H31.1.21	30日野台高第896号「弁明書の提出等について(回答)」	5		1					1							審査請求人の氏名については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるため(第7条2号)	東京都立日野台高等学校
41	H30.11.22	H31.1.21	東京都保有建築物の各種工事について、工事途中に管理技術者及び主任技術者に変更があった場合に、変更届等の文書等を作成する必要がないという根拠となる根拠条文及び条例等を具体的に開示下さい。					1										上記「1 公文書の件名」について、当該変更があった場合、「工事請負契約書」契約約款第9条に基づき「変更届」の提出を受注者に求めていることから、実施機関では、請求に係る文書等を作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立日野台高等学校

30年度 公文書開示状況（1月決定分） 教育庁

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
42	H31.1.8	H31.1.22	(1) 平成30年3月22日付けの中学校別評定割合(個表) 一都内公立中学校第3学年の平成29年12月31日現在の評定(調査書記載の評定) 状況-調査対象校625校(義務教育学校及び中等教育学校を含む)のうち単学級校(調査報告人員40人以下の学校)等を除いた573校 (2) 平成29年3月23日付けの中学校別評定割合(個表) 一都内公立中学校第3学年の平成29年12月31日現在の評定(調査書記載の評定) 状況-調査対象校626校(義務教育学校及び中等教育学校を含む)のうち単学級校(調査報告人員40人以下の学校)等を除いた576校 (3) 平成28年3月24日付けの中学校別評定割合(個表) 一都内公立中学校第3学年の平成29年12月31日現在の評定(調査書記載の評定) 状況-調査対象校626校(義務教育学校及び中等教育学校を含む)のうち単学級校(調査報告人員40人以下の学校)等を除いた578校	42	1														教育庁都立学校教育部高等学校教育課	
43	H31.1.8	H31.1.22	(1) 平成27年3月26日付けの中学校別評定割合(個表) (平成26年12月31日現在の評定状況) (2) 平成26年3月27日付けの中学校別評定割合(個表) (平成25年12月31日現在の評定状況)					1											保存期間が満了したため廃棄しており保管しておらず、存在しないため	教育庁都立学校教育部高等学校教育課
44	H31.1.10	H31.1.23	(1) 平成28年3月24日付けの中学校別評定割合(個表) 一都内公立中学校第3学年の平成29年12月31日現在の評定(調査書記載の評定) 状況-調査対象校626校(義務教育学校及び中等教育学校を含む)のうち単学級校(調査報告人員40人以下の学校)等を除いた578校 (2) 平成29年3月23日付けの中学校別評定割合(個表) 一都内公立中学校第3学年の平成29年12月31日現在の評定(調査書記載の評定) 状況-調査対象校626校(義務教育学校及び中等教育学校を含む)のうち単学級校(調査報告人員40人以下の学校)等を除いた576校 (3) 平成30年3月22日付けの中学校別評定割合(個表) 一都内公立中学校第3学年の平成29年12月31日現在の評定(調査書記載の評定) 状況-調査対象校625校(義務教育学校及び中等教育学校を含む)のうち単学級校(調査報告人員40人以下の学校)等を除いた573校	42	1														教育庁都立学校教育部高等学校教育課	
45	H31.1.10	H31.1.24	回覧用紙(総務部教育情報課)	1	1														教育庁総務部教育情報課	
46	H31.1.11	H31.1.24	教職員の服務事故について(平成26年3月13日)	3		1					1								事故者の「氏名」及び「学校名」は、個人に個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため(7条2号) なお、公務員等の処分履歴等職員の身分取扱いに係る情報などは、同条例第7条第2号ただし書ハにいう「職務の遂行に係る情報」には該当しない。	教育庁人事職員課
47	H30.11.26	H31.1.25	開示請求書の補正について(平成30年11月9日)	5	1														教育庁総務部総務課	
48	H30.11.26	H31.1.25	日野台高校校舎改修工事関連の次の事項につき具体的かつ客観的な理由根拠を提示下さい。 東京都情報公開条例に基づき申請した情報公開請求の内、 ①開示決定書の平成29年7月申請分の同書決裁文書を東京都の情報公開制度の趣旨に鑑み、直ちに開示することを請求します					1											請求に係る公文書については、請求日現在、実施機関において請求書記載の開示決定等に係る文書を作成及び取得しておらず、存在しない。	教育庁都立学校教育部高等学校教育課
49	H30.11.26	H31.1.25	・29日野台高第671号「公文書開示請求に対する決定について」	2		1					1								開示請求者の氏名・住所・連絡先及び開示請求者に関する事実行為については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるため(7条2号)	東京都立日野台高等学校
50	H30.11.26	H31.1.25	・29教学高第1329号「公文書開示請求に対する決定について(開示)」	2		1					1								開示請求者の氏名・住所・連絡先及び開示請求者に関する事実行為については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるため(7条2号)	教育庁都立学校教育部高等学校教育課

30年度 公文書開示状況（1月決定分） 教育庁

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
51	H30.11.26	H31.1.25	・29日野台高第745号「公文書開示請求に対する決定について」	3	1					1								開示請求者の氏名・住所・連絡先及び開示請求者に関する事実行為については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるため（7条2号）	東京都立日野台高等学校
52	H30.11.26	H31.1.25	日野台高校校舎改修工事関連の次の事項につき具体的かつ客観的な理由根拠を提示下さい。 東京都情報公開条例に基づき申請した情報公開請求の内、 ①開示決定書の平成29年10月申請分の同書決裁文書を東京都の情報公開制度の趣旨に鑑み、直ちに開示することを請求します				1											請求に係る公文書については、請求日現在、実施機関において請求書記載の開示決定等に係る文書を作成及び取得しておらず、存在しない。	教育庁都立学校教育部高等学校教育課
53	H30.11.26	H31.1.25	日野台高校校舎改修工事関連の次の事項につき具体的かつ客観的な理由根拠を提示下さい。 東京都情報公開条例に基づき申請した情報公開請求の内、 ①開示決定書の平成29年11月申請分の同書決裁文書を東京都の情報公開制度の趣旨に鑑み、直ちに開示することを請求します				1											請求に係る公文書については、請求日現在、実施機関において請求書記載の開示決定等に係る文書を作成及び取得しておらず、存在しない。	教育庁都立学校教育部高等学校教育課
54	H30.11.26	H31.1.25	・29教学高第2032号「公文書開示請求に対する決定について（開示）」	2	1					1								開示請求者の氏名・住所・連絡先及び開示請求者に関する事実行為については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるため（7条2号）	教育庁都立学校教育部高等学校教育課
55	H30.11.26	H31.1.25	・29日野台高第1029号「公文書開示請求に対する決定について」ほか2件	7	1					1								開示請求者の氏名・住所・連絡先及び開示請求者に関する事実行為については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるため（7条2号）	東京都立日野台高等学校
56	H30.11.26	H31.1.25	日野台高校校舎改修工事関連の次の事項につき具体的かつ客観的な理由根拠を提示下さい。 東京都情報公開条例に基づき申請した情報公開請求の内、 ①開示決定書の平成30年1月申請分の同書決裁文書を東京都の情報公開制度の趣旨に鑑み、直ちに開示することを請求します				1											請求に係る公文書については、請求日現在、実施機関において請求書記載の開示決定等に係る文書を作成及び取得しておらず、存在しない。	教育庁都立学校教育部高等学校教育課
57	H30.11.26	H31.1.25	日野台高校校舎改修工事関連の次の事項につき具体的かつ客観的な理由根拠を提示下さい。 東京都情報公開条例に基づき申請した情報公開請求の内、 ①開示決定書の平成30年2月申請分の同書決裁文書を東京都の情報公開制度の趣旨に鑑み、直ちに開示することを請求します				1											請求に係る公文書については、請求日現在、実施機関において請求書記載の開示決定等に係る文書を作成及び取得しておらず、存在しない。	教育庁都立学校教育部高等学校教育課
58	H30.11.26	H31.1.25	・30教学高第144号「公文書開示請求に対する決定について（開示）」ほか2件	9	1					1								開示請求者の氏名・住所・連絡先及び開示請求者に関する事実行為については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるため（7条2号）	教育庁都立学校教育部高等学校教育課
59	H30.11.26	H31.1.25	・30日野台高第157号「公文書開示請求に対する決定について」ほか4件	15	1					1								開示請求者の氏名・住所・連絡先及び開示請求者に関する事実行為については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるため（7条2号）	東京都立日野台高等学校
60	H30.11.26	H31.1.25	・30教学高第411号「公文書開示請求に対する決定について（開示）」ほか1件	6	1					1								開示請求者の氏名・住所・連絡先及び開示請求者に関する事実行為については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるため（7条2号）	教育庁都立学校教育部高等学校教育課



30年度 公文書開示状況（1月決定分） 教育庁

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
61	H30.11.26	H31.1.25	・30日野台高第346号「公文書開示請求に対する決定について」	3	1					1								開示請求者の氏名・住所・連絡先及び開示請求者に関する事実行為については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるため（7条2号）	東京都立日野台高等学校
62	H30.11.26	H31.1.25	日野台高校校舎改修工事関連の次の事項につき具体的かつ客観的な理由根拠を提示下さい。 東京都情報公開条例に基づき申請した情報公開請求の内、 ①開示決定書の平成30年5月申請分の同書決裁文書を東京都の情報公開制度の趣旨に鑑み、直ちに開示することを請求します				1											請求に係る公文書については、請求日現在、実施機関において請求書記載の開示決定等に係る文書を作成及び取得しておらず、存在しない。	教育庁都立学校教育部高等学校教育課
63	H30.11.26	H31.1.25	・30日野台高第406号「公文書開示請求に対する決定について」ほか3件	10	1					1								開示請求者の氏名・住所・連絡先及び開示請求者に関する事実行為については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるため（7条2号）	東京都立日野台高等学校
64	H30.11.26	H31.1.25	・30教学高第910号「公文書開示請求に対する決定について（開示）」ほか5件	15	1					1								開示請求者の氏名・住所・連絡先及び開示請求者に関する事実行為については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるため（7条2号）	教育庁都立学校教育部高等学校教育課
65	H30.11.26	H31.1.25	・30日野台高第541号「公文書開示請求に対する決定について」ほか6件	22	1					1								開示請求者の氏名・住所・連絡先及び開示請求者に関する事実行為については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるため（7条2号）	東京都立日野台高等学校
66	H30.11.26	H31.1.25	・30教学高第1260号「公文書開示請求に対する決定について（開示）」	2	1					1								開示請求者の氏名・住所・連絡先及び開示請求者に関する事実行為については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるため（7条2号）	教育庁都立学校教育部高等学校教育課
67	H30.11.26	H31.1.25	・30日野台高第759号「公文書開示請求に対する決定について」ほか9件	28	1					1								開示請求者の氏名・住所・連絡先及び開示請求者に関する事実行為については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるため（7条2号）	東京都立日野台高等学校
68	H30.11.26	H31.1.25	・30日野台高第850号「公文書開示請求に対する決定について」ほか1件	6	1					1								開示請求者の氏名・住所・連絡先及び開示請求者に関する事実行為については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるため（7条2号）	東京都立日野台高等学校
69	H30.11.26	H31.1.25	日野台高校校舎改修工事関連の次の事項につき具体的かつ客観的な理由根拠を提示下さい。 東京都情報公開条例に基づき申請した情報公開請求の内、 ①開示決定書の平成30年10月申請分の同書決裁文書を東京都の情報公開制度の趣旨に鑑み、直ちに開示することを請求します				1											請求に係る公文書については、請求日現在、実施機関において請求書記載の開示決定等に係る文書を作成及び取得しておらず、存在しない。	教育庁都立学校教育部高等学校教育課
70	H30.11.26	H31.1.25	日野台高校校舎改修工事関連の次の事項につき具体的かつ客観的な理由根拠を提示下さい。 東京都情報公開条例に基づき申請した情報公開請求の内、 ①開示決定書の平成30年11月申請分の同書決裁文書を東京都の情報公開制度の趣旨に鑑み、直ちに開示することを請求します				1											請求に係る公文書については、請求日現在、実施機関において請求書記載の開示決定等に係る文書を作成及び取得しておらず、存在しない。	教育庁都立学校教育部高等学校教育課

30年度 公文書開示状況（1月決定分） 教育庁

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分			(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					一部開示	非開示	不存在	存在 応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
71	H30.11.26	H31.1.25	日野台高校校舎改修工事関連の次の事項につき具体的かつ客観的な理由根拠を提示下さい。 東京都情報公開条例に基づき申請した情報公開請求の内、 ②非開示決定書 の平成29年7月申請分の同書決裁文書を東京都の情報公開制度の趣旨に鑑み、直ちに開示することを請求します				1										請求に係る公文書については、請求日現在、実施機関において請求書記載の開示決定等に係る文書を作成及び取得しておらず、存在しない。	教育庁都立学校教育部高等学校教育課
72	H30.11.26	H31.1.25	日野台高校校舎改修工事関連の次の事項につき具体的かつ客観的な理由根拠を提示下さい。 東京都情報公開条例に基づき申請した情報公開請求の内、 ②非開示決定書 の平成29年8月申請分の同書決裁文書を東京都の情報公開制度の趣旨に鑑み、直ちに開示することを請求します				1										請求に係る公文書については、請求日現在、実施機関において請求書記載の開示決定等に係る文書を作成及び取得しておらず、存在しない。	教育庁都立学校教育部高等学校教育課
73	H30.11.26	H31.1.25	・29教学高第1330号「公文書開示請求に対する決定について（非開示）」	2	1				1								開示請求者の氏名・住所・連絡先及び開示請求者に関する事実行為については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるため（7条2号）	教育庁都立学校教育部高等学校教育課
74	H30.11.26	H31.1.25	日野台高校校舎改修工事関連の次の事項につき具体的かつ客観的な理由根拠を提示下さい。 東京都情報公開条例に基づき申請した情報公開請求の内、 ②非開示決定書 の平成29年10月申請分の同書決裁文書を東京都の情報公開制度の趣旨に鑑み、直ちに開示することを請求します				1										請求に係る公文書については、請求日現在、実施機関において請求書記載の開示決定等に係る文書を作成及び取得しておらず、存在しない。	教育庁都立学校教育部高等学校教育課
75	H30.11.26	H31.1.25	日野台高校校舎改修工事関連の次の事項につき具体的かつ客観的な理由根拠を提示下さい。 東京都情報公開条例に基づき申請した情報公開請求の内、 ②非開示決定書 の平成29年11月申請分の同書決裁文書を東京都の情報公開制度の趣旨に鑑み、直ちに開示することを請求します				1										請求に係る公文書については、請求日現在、実施機関において請求書記載の開示決定等に係る文書を作成及び取得しておらず、存在しない。	教育庁都立学校教育部高等学校教育課
76	H30.11.26	H31.1.25	・29教学高第1977号「公文書開示請求に対する決定について（非開示）」ほか1件	4	1				1								開示請求者の氏名・住所・連絡先及び開示請求者に関する事実行為については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるため（7条2号）	教育庁都立学校教育部高等学校教育課
77	H30.11.26	H31.1.25	日野台高校校舎改修工事関連の次の事項につき具体的かつ客観的な理由根拠を提示下さい。 東京都情報公開条例に基づき申請した情報公開請求の内、 ②非開示決定書 の平成30年1月申請分の同書決裁文書を東京都の情報公開制度の趣旨に鑑み、直ちに開示することを請求します				1										請求に係る公文書については、請求日現在、実施機関において請求書記載の開示決定等に係る文書を作成及び取得しておらず、存在しない。	教育庁都立学校教育部高等学校教育課
78	H30.11.26	H31.1.25	日野台高校校舎改修工事関連の次の事項につき具体的かつ客観的な理由根拠を提示下さい。 東京都情報公開条例に基づき申請した情報公開請求の内、 ②非開示決定書 の平成30年2月申請分の同書決裁文書を東京都の情報公開制度の趣旨に鑑み、直ちに開示することを請求します				1										請求に係る公文書については、請求日現在、実施機関において請求書記載の開示決定等に係る文書を作成及び取得しておらず、存在しない。	教育庁都立学校教育部高等学校教育課
79	H30.11.26	H31.1.25	・29教学高第2661号「公文書開示請求に対する決定について（非開示）」ほか12件	41	1				1								開示請求者の氏名・住所・連絡先及び開示請求者に関する事実行為については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるため（7条2号）	教育庁都立学校教育部高等学校教育課
80	H30.11.26	H31.1.25	・29日野台高第1413号「公文書開示請求に対する決定について」ほか5件	17	1				1								開示請求者の氏名・住所・連絡先及び開示請求者に関する事実行為については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるため（7条2号）	東京都立日野台高等学校

30年度 公文書開示状況（1月決定分） 教育庁

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分			(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					一部開示	非開示	不存在	存在 応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
81	H30.11.26	H31.1.25	・30教学高第412号「公文書開示請求に対する決定について（非開示）」ほか1件	9	1					1								開示請求者の氏名・住所・連絡先及び開示請求者に関する事実行為については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるため（7条2号）	教育庁都立学校教育課
82	H30.11.26	H31.1.25	・30日野台高第344号「公文書開示請求に対する決定について」ほか1件	5	1					1								開示請求者の氏名・住所・連絡先及び開示請求者に関する事実行為については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるため（7条2号）	東京都立日野台高等学校
83	H30.11.26	H31.1.25	日野台高校校舎改修工事関連の次の事項につき具体的かつ客観的な理由根拠を提示下さい。 東京都情報公開条例に基づき申請した情報公開請求の内、 ②非開示決定書の平成30年5月申請分の同書決裁文書を東京都の情報公開制度の趣旨に鑑み、直ちに開示することを請求します				1											請求に係る公文書については、請求日現在、実施機関において請求書記載の開示決定等に係る文書を作成及び取得しておらず、存在しない。	教育庁都立学校教育課
84	H30.11.26	H31.1.25	・30日野台高第407号「公文書開示請求に対する決定について」ほか2件	8	1					1								開示請求者の氏名・住所・連絡先及び開示請求者に関する事実行為については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるため（7条2号）	東京都立日野台高等学校
85	H30.11.26	H31.1.25	・30教学高第865号「公文書開示請求に対する決定について（非開示）」ほか6件	20	1					1								開示請求者の氏名・住所・連絡先及び開示請求者に関する事実行為については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるため（7条2号）	教育庁都立学校教育課
86	H30.11.26	H31.1.25	・30日野台高第542号「公文書開示請求に対する決定について」ほか6件	22	1					1								開示請求者の氏名・住所・連絡先及び開示請求者に関する事実行為については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるため（7条2号）	東京都立日野台高等学校
87	H30.11.26	H31.1.25	・30教学高第1249号「公文書開示請求に対する決定について（非開示）」ほか1件	5	1					1								開示請求者の氏名・住所・連絡先及び開示請求者に関する事実行為については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるため（7条2号）	教育庁都立学校教育課
88	H30.11.26	H31.1.25	・30日野台高第760号「公文書開示請求に対する決定について」ほか12件	35	1					1								開示請求者の氏名・住所・連絡先及び開示請求者に関する事実行為については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるため（7条2号）	東京都立日野台高等学校
89	H30.11.26	H31.1.25	・30教学高第1724号「公文書開示請求に対する決定について（非開示）」ほか1件	4	1					1								開示請求者の氏名・住所・連絡先及び開示請求者に関する事実行為については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるため（7条2号）	教育庁都立学校教育課
90	H30.11.26	H31.1.25	・30日野台高第850号「公文書開示請求に対する決定について」ほか3件	10	1					1								開示請求者の氏名・住所・連絡先及び開示請求者に関する事実行為については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるため（7条2号）	東京都立日野台高等学校

30年度 公文書開示状況（1月決定分） 教育庁

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
91	H30.11.26	H31.1.25	日野台高校校舎改修工事関連の次の事項につき具体的かつ客観的な理由根拠を提示下さい。 東京都情報公開条例に基づき申請した情報公開請求の内、 ②非開示決定書の平成30年10月申請分の同書決裁文書を東京都の情報公開制度の趣旨に鑑み、直ちに開示することを請求します				1											請求に係る公文書については、請求日現在、実施機関において請求書記載の開示決定等に係る文書を作成及び取得しておらず、存在しない。	教育庁都立学校教育部高等学校教育課
92	H30.11.26	H31.1.25	日野台高校校舎改修工事関連の次の事項につき具体的かつ客観的な理由根拠を提示下さい。 東京都情報公開条例に基づき申請した情報公開請求の内、 ②非開示決定書の平成30年11月申請分の同書決裁文書を東京都の情報公開制度の趣旨に鑑み、直ちに開示することを請求します				1											請求に係る公文書については、請求日現在、実施機関において請求書記載の開示決定等に係る文書を作成及び取得しておらず、存在しない。	教育庁都立学校教育部高等学校教育課
93	H30.11.26	H31.1.25	日野台高校校舎改修工事関連の次の事項につき具体的かつ客観的な理由根拠を提示下さい。 東京都情報公開条例に基づき申請した情報公開請求の内、 ③申請却下・その他 の平成29年7月申請分の同書決裁文書を東京都の情報公開制度の趣旨に鑑み、直ちに開示することを請求します				1											請求に係る公文書については、請求日現在、実施機関において請求書記載の開示決定等に係る文書を作成及び取得しておらず、存在しない。	教育庁都立学校教育部高等学校教育課
94	H30.11.26	H31.1.25	・29日野台高第671号「公文書開示請求に対する決定について」	2	1				1									開示請求者の氏名・住所・連絡先及び開示請求者に関する事実行為については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるため（7条2号）	東京都立日野台高等学校
95	H30.11.26	H31.1.25	・29日野台高第745号「公文書開示請求に対する決定について」	3	1				1									開示請求者の氏名・住所・連絡先及び開示請求者に関する事実行為については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるため（7条2号）	東京都立日野台高等学校
96	H30.11.26	H31.1.25	日野台高校校舎改修工事関連の次の事項につき具体的かつ客観的な理由根拠を提示下さい。 東京都情報公開条例に基づき申請した情報公開請求の内、 ③申請却下・その他 の平成29年10月申請分の同書決裁文書を東京都の情報公開制度の趣旨に鑑み、直ちに開示することを請求します				1											請求に係る公文書については、請求日現在、実施機関において請求書記載の開示決定等に係る文書を作成及び取得しておらず、存在しない。	教育庁都立学校教育部高等学校教育課
97	H30.11.26	H31.1.25	日野台高校校舎改修工事関連の次の事項につき具体的かつ客観的な理由根拠を提示下さい。 東京都情報公開条例に基づき申請した情報公開請求の内、 ③申請却下・その他 の平成29年11月申請分の同書決裁文書を東京都の情報公開制度の趣旨に鑑み、直ちに開示することを請求します				1											請求に係る公文書については、請求日現在、実施機関において請求書記載の開示決定等に係る文書を作成及び取得しておらず、存在しない。	教育庁都立学校教育部高等学校教育課
98	H30.11.26	H31.1.25	・29教学高第1975号「公文書開示請求に対する決定について（一部開示）」	2	1				1									開示請求者の氏名・住所・連絡先及び開示請求者に関する事実行為については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるため（7条2号）	教育庁都立学校教育部高等学校教育課
99	H30.11.26	H31.1.25	・30日野台高第434号「公文書開示請求に対する決定について」	3	1				1									開示請求者の氏名・住所・連絡先及び開示請求者に関する事実行為については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるため（7条2号）	東京都立日野台高等学校
100	H30.11.26	H31.1.25	日野台高校校舎改修工事関連の次の事項につき具体的かつ客観的な理由根拠を提示下さい。 東京都情報公開条例に基づき申請した情報公開請求の内、 ③申請却下・その他 の平成30年1月申請分の同書決裁文書を東京都の情報公開制度の趣旨に鑑み、直ちに開示することを請求します				1											請求に係る公文書については、請求日現在、実施機関において請求書記載の開示決定等に係る文書を作成及び取得しておらず、存在しない。	教育庁都立学校教育部高等学校教育課

30年度 公文書開示状況（1月決定分） 教育庁

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				（根拠規定） 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
101	H30.11.26	H31.1.25	日野台高校校舎改修工事関連の次の事項につき具体的かつ客観的な理由根拠を提示下さい。 東京都情報公開条例に基づき申請した情報公開請求の内、 ③申請却下・その他 の平成30年2月申請分の同書決裁文書を東京都の情報公開制度の趣旨に鑑み、直ちに開示することを請求します				1											請求に係る公文書については、請求日現在、実施機関において請求書記載の開示決定等に係る文書を作成及び取得しておらず、存在しない。	教育庁都立学校教育課
102	H30.11.26	H31.1.25	・29教学高第2865号「公文書開示請求に対する決定について（却下）」ほか2件	9	1				1									開示請求者の氏名・住所・連絡先及び開示請求者に関する事実行為については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるため（7条2号）	教育庁都立学校教育課
103	H30.11.26	H31.1.25	・30日野台高第208号「公文書開示請求に対する決定について」ほか4件	15	1				1									開示請求者の氏名・住所・連絡先及び開示請求者に関する事実行為については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるため（7条2号）	東京都立日野台高等学校
104	H30.11.26	H31.1.25	・30日野台高第345号「公文書開示請求に対する決定について」ほか1件	6	1				1									開示請求者の氏名・住所・連絡先及び開示請求者に関する事実行為については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるため（7条2号）	東京都立日野台高等学校
105	H30.11.26	H31.1.25	日野台高校校舎改修工事関連の次の事項につき具体的かつ客観的な理由根拠を提示下さい。 東京都情報公開条例に基づき申請した情報公開請求の内、 ③申請却下・その他 の平成30年5月申請分の同書決裁文書を東京都の情報公開制度の趣旨に鑑み、直ちに開示することを請求します				1											請求に係る公文書については、請求日現在、実施機関において請求書記載の開示決定等に係る文書を作成及び取得しておらず、存在しない。	教育庁都立学校教育課
106	H30.11.26	H31.1.25	・30日野台高第407号「公文書開示請求に対する決定について」ほか1件	6	1				1									開示請求者の氏名・住所・連絡先及び開示請求者に関する事実行為については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるため（7条2号）	東京都立日野台高等学校
107	H30.11.26	H31.1.25	・30教学高第1316号「公文書開示請求に対する決定について（開示及び一部開示）」ほか1件	6	1				1									開示請求者の氏名・住所・連絡先及び開示請求者に関する事実行為については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるため（7条2号）	教育庁都立学校教育課
108	H30.11.26	H31.1.25	・30日野台高第540号「公文書開示請求に対する決定について」ほか13件	42	1				1									開示請求者の氏名・住所・連絡先及び開示請求者に関する事実行為については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるため（7条2号）	東京都立日野台高等学校
109	H30.11.26	H31.1.25	・30日野台高第759号「公文書開示請求に対する決定について」ほか13件	24	1				1									開示請求者の氏名・住所・連絡先及び開示請求者に関する事実行為については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるため（7条2号）	東京都立日野台高等学校
110	H30.11.26	H31.1.25	・30日野台高第850号「公文書開示請求に対する決定について」ほか1件	6	1				1									開示請求者の氏名・住所・連絡先及び開示請求者に関する事実行為については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるため（7条2号）	東京都立日野台高等学校

30年度 公文書開示状況（1月決定分） 教育庁

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
111	H30.11.26	H31.1.25	日野台高校校舎改修工事関連の次の事項につき具体的かつ客観的な理由根拠を提示下さい。 東京都情報公開条例に基づき申請した情報公開請求の内、 ③申請却下・その他の平成30年10月申請分の同書決裁文書を東京都の情報公開制度の趣旨に鑑み、直ちに開示することを請求します				1										請求に係る公文書については、請求日現在、実施機関において請求書記載の開示決定等に係る文書を作成及び取得しておらず、存在しない。	教育庁都立学校教育部高等学校教育課	
112	H30.11.26	H31.1.25	日野台高校校舎改修工事関連の次の事項につき具体的かつ客観的な理由根拠を提示下さい。 東京都情報公開条例に基づき申請した情報公開請求の内、 ③申請却下・その他の平成30年11月申請分の同書決裁文書を東京都の情報公開制度の趣旨に鑑み、直ちに開示することを請求します				1										請求に係る公文書については、請求日現在、実施機関において請求書記載の開示決定等に係る文書を作成及び取得しておらず、存在しない。	教育庁都立学校教育部高等学校教育課	
113	H31.1.11	H31.1.25	(1) 都立稔ヶ丘高等学校 (30) 職員室その他改修工事 (2) 都立蒲田高等学校 (30) 武道場天井その他改修工事 (3) 都立深川高等学校ほか5校 (30) 受変電設備改修工事 (4) 都立美原高等学校 (30) 武道場天井その他改修電気設備工事 (5) 都立福生高等学校 (30) 体育館照明設備改修工事 (6) 東京都教職員研修センター (30) 空調設備改修工事 (7) 都立練馬特別支援学校 (30) 特別教室空調設備設置工事 (8) 都立石神井特別支援学校 (30) 体育館空調設備改修工事 上記(1)から(8)までの工事設計内訳書	43	1													教育庁都立学校教育部営繕課	
114	H30.11.30	H31.1.29	・30教総第1302号「開示決定等期間の延長について（9月14日付請求）」ほか7件	278		1				1							職員以外の氏名・住所・連絡先については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるため（7条2号） 開示請求書中、「開示請求者」欄、「連絡先」欄及び「1 開示請求に係る公文書の件名又は内容」欄の一部の記載内容については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるため（7条2号）	教育庁総務部総務課	
115	H30.11.30	H31.1.29	・30教総第1302号「開示決定等期間の延長について（9月14日付請求）」ほか7件	278		1				1							職員以外の氏名・住所・連絡先については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるため（7条2号） 開示請求書中、「開示請求者」欄、「連絡先」欄及び「1 開示請求に係る公文書の件名又は内容」欄の一部の記載内容については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるため（7条2号）	教育庁総務部総務課	
116	H30.11.30	H31.1.29	別紙各「開示決定等期間特例延長通知書」第12条開示決定等の期限「相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。」と規定されています。 相当の部分につき本月現在までに開示決定をした部分を開示下さい。				1										請求に係る公文書については、請求日現在、実施機関において請求書記載の開示決定等を行っていないため、存在しない。	教育庁総務部総務課	
117	H30.11.30	H31.1.29	30教総第1302号「開示決定等期間の延長について（9月14日付請求）」ほか7件	278		1				1							職員以外の氏名・住所・連絡先については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるため（7条2号） 開示請求書中、「開示請求者」欄、「連絡先」欄及び「1 開示請求に係る公文書の件名又は内容」欄の一部の記載内容については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるため（7条2号）	教育庁総務部総務課	

30年度 公文書開示状況（1月決定分） 教育庁

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号			
118	H30.11.30	H31.1.29	30教総第1302号「開示決定等期間の延長について（9月14日付請求）」ほか7件	278	1					1									職員以外の氏名・住所・連絡先については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるため（7条2号） 開示請求書中、「開示請求者」欄、「連絡先」欄及び「1 開示請求に係る公文書の件名又は内容」欄の一部の記載内容については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるため（7条2号）	教育庁総務部総務課
119	H31.1.15	H31.1.29	平成31年1月8日付事務連絡「不登校児童生徒の支援に係る実態調査について（依頼）」	110	1															教育庁指導部管理課
120	H31.1.17	H31.1.31	(1) 都立高島特別支援学校(30)空調設備改修工事 (2) 都立光丘高等学校(30)空調設備改修工事 (3) 都立南大沢学園(30)空調設備改修工事 (4) 都立立川高等学校(30)空調設備改修工事 (5) 都立八王子特別支援学校(30)空調設備改修工事 (6) 都立片倉高等学校(30)空調設備改修工事 (7) 都立しいの木特別支援学校(30)空調その他設備改修工事(その2) 上記(1)から(7)までの工事設計内訳書・諸経費計算書・見積比較表	350	1															教育庁都立学校教育部管轄課
121	H30.7.17	H31.1.31	都立豊島高等学校(H16)校舎耐震補強工事 工事検査調書 ほか2件	3	1															東京都立豊島高等学校
122	H30.7.17	H31.1.31	都立豊島高等学校(H17)校舎耐震補強工事 構造計算書(A棟) ほか5件	257	1							1								東京都立豊島高等学校 印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（7条4号） 学校の施設名及び教室名については、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため（7条4号）
123	H30.7.17	H31.1.31	都立王子工業高等学校(H16)校舎耐震補強及び改修工事 工事検査調書 ほか1件	2	1															東京都立王子総合高等学校
124	H30.7.17	H31.1.31	都立王子工業高等学校(H16)校舎耐震補強及び改修工事 工事請負契約書 ほか3件	4	1					1	1									東京都立王子総合高等学校 業者の社員名については、個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）であるため（7条2号） 印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（7条4号）
125	H30.7.17	H31.1.31	都立第四商業高等学校(H16)耐震補強及び改修工事 工事検査調書 ほか1件	2	1															東京都立第四商業高等学校
126	H30.7.17	H31.1.31	都立第四商業高等学校(15)耐震補強その他改修工事実施設計 耐震診断報告書 「都立第四商業高等学校 A棟」ほか8件	140	1					1	1									東京都立第四商業高等学校 業者の社員名については、個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）であるため（7条2号） 印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（7条4号） 学校の施設名及び教室名については、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため（7条4号）
127	H30.7.17	H31.1.31	(都立豊島高等学校(H16)耐震補強及び改修工事) 契約内容変更決定通知書 ほか1件	3	1															東京都立豊島高等学校

30年度 公文書開示状況（1月決定分） 教育庁

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号			
128	H30.7.17	H31.1.31	(都立拝島高等学校(H16) 耐震補強及び改修工事) 工事完了届 ほか1件	2	1					1	1								業者の社員名については、個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む)であるため(7条2号) 印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(7条4号)	東京都立拝島高等学校
129	H30.7.17	H31.1.31	都立千歳丘高等学校(H16) 校舎1号館耐震補強工事 工事検査調査書	2	1															東京都立千歳丘高等学校
130	H30.7.17	H31.1.31	都立千歳丘高等学校(14)校舎耐震補強その他改修工事校舎1号館耐震補強設計計算書 ほか2件	175	1					1	1								業者の社員名については、個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む)であるため(7条2号) 印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(7条4号) 学校の施設名及び教室名については、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため(7条4号)	東京都立千歳丘高等学校
131	H30.7.17	H31.1.31	(1) 開示請求書別紙1 次の各校の耐震補強工事完了時の(教室棟のみ)耐震性能を保证するデータ・数値の全て(Is値・Ds値等を含んだもの) 又、耐震補強工事完了時に①「構造計算書」②「耐震性能保証書」(①・②とも名称の如何を問わず)がない場合、その耐震性能を確保したとする理由・根拠。 (2) 開示請求書別紙2 右記、耐震工事実施校の(教室棟のみ) 工事契約全額及び実績額・差額金額。差額金額がある場合はその原因・理由。						1										請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立小金井工業高等学校
132	H30.7.17	H31.1.31	(都立三田高等学校(H16) 校舎耐震補強及び改修工事) 工事検査調査書 ほか1件	2	1															東京都立三田高等学校
133	H30.7.17	H31.1.31	(都立三田高等学校(H16) 校舎耐震補強及び改修工事) 工事完了届 ほか1件	2	1					1	1								業者の社員名については、個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む)であるため(7条2号) 印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(7条4号)	東京都立三田高等学校
134	H30.7.17	H31.1.31	(1) 開示請求書別紙1 次の各校の耐震補強工事完了時の(教室棟のみ)耐震性能を保证するデータ・数値の全て(Is値・Ds値等を含んだもの) 又、耐震補強工事完了時に①「構造計算書」②「耐震性能保証書」(①・②とも名称の如何を問わず)がない場合、その耐震性能を確保したとする理由・根拠。 (2) 開示請求書別紙2 右記、耐震工事実施校の(教室棟のみ) 工事契約全額及び実績額・差額金額。差額金額がある場合はその原因・理由。						1										請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立練馬工業高等学校
135	H30.7.17	H31.1.31	開示請求書別紙2 右記、耐震工事実施校の(教室棟のみ) 工事契約全額及び実績額・差額金額。差額金額がある場合はその原因・理由。						1										請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立新島高等学校
136	H30.7.17	H31.1.31	都立新島高等学校(14) 耐震診断調査 調査結果概要書	44	1						1								学校の施設名及び教室名については、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため(7条4号)	東京都立新島高等学校
137	H30.7.17	H31.1.31	(都立板橋高等学校(H16) 耐震補強及び改修工事) 工事検査調査書 ほか3件	36	1															東京都立板橋高等学校



30年度 公文書開示状況（1月決定分） 教育庁

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号	
138	H30.7.17	H31.1.31	(都立板橋高等学校(H16)耐震補強及び改修工事) 工事完了届 ほか5件	6	1						1	1								業者の社員名については、個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む)であるため(7条2号) 印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(7条4号)	東京都立板橋高等学校
139	H30.7.17	H31.1.31	(1)開示請求書別紙1 次の各校の耐震補強工事完了時の(教室棟のみ)耐震性能を保証するデータ・数値の全て(1s値・Ds値等を含んだもの)又、耐震補強工事完了時に①「構造計算書」②「耐震性能保証書」(①・②とも名称の如何を問わず)がない場合、その耐震性能を確保したとする理由・根拠。 (2)開示請求書別紙2 右記、耐震工事実施校の(教室棟のみ)工事契約全額及び実績額・差額金額。差額金額がある場合はその原因・理由。																	請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立昭高等学校
140	H30.7.17	H31.1.31	開示請求書別紙2 右記、耐震工事実施校の(教室棟のみ)工事契約全額及び実績額・差額金額。差額金額がある場合はその原因・理由。																	請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立片倉高等学校
141	H30.7.17	H31.1.31	都立練馬地区単位制高等学校(仮称)(H16)耐震補強及び改修工事 工事検査調査 ほか1件	2	1																東京都立大泉桜高等学校
142	H30.7.17	H31.1.31	都立練馬地区単位制高等学校(仮称)(H16)耐震補強及び改修工事 構造設計概要書 ほか2件	15	1							1	1							業者の社員名及び資格に関する情報については、個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む)であるため(7条2号) 印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(7条4号)	東京都立大泉桜高等学校
143	H30.7.17	H31.1.31	都立中野工業高等学校(H16)耐震補強及び改修工事 工事検査調査	1	1																東京都立中野工業高等学校
144	H30.7.17	H31.1.31	都立中野工業高等学校(14)耐震診断調査 第1本館(1)報告書 ほか5件	199	1							1	1							業者の社員名及び資格に関する情報については、個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む)であるため(7条2号) 印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(7条4号) 学校の施設名及び教室名については、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため(7条4号)	東京都立中野工業高等学校
145	H30.7.17	H31.1.31	都立第二商業高等学校(9)耐震診断及び耐震補強検討委託 A棟 報告書 ほか1件	24	1																東京都立八王子拓真高等学校
146	H30.7.17	H31.1.31	都立第二商業高等学校(H16)耐震補強及び改修工事 工事完了届 ほか1件	2	1							1	1							業者の社員名及び連絡先については、個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む)であるため(7条2号) 印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(7条4号)	東京都立八王子拓真高等学校
147	H30.7.17	H31.1.31	都立農業高等学校(H17)耐震補強及び改修工事 工事検査調査	1	1																東京都立農業高等学校

30年度 公文書開示状況（1月決定分） 教育庁

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号			
148	H30.7.17	H31.1.31	都立農業高等学校（H17）改築及び耐震補強工事構造関係報告書 ほか2件	759	1					1	1	1							業者の社員名については、個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）であるため（7条2号） 業者の利用しているプログラムの利用者氏名及びユーザ番号については、法人の内部管理情報で、公にすることにより、競争上の地位又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため（7条3号） 印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（7条4号）	東京都立農業高等学校
149	H30.7.17	H31.1.31	開示請求書別紙2 右記、耐震工事実施校の（教室棟のみ）工事契約全額及び実績額・差額金額。差額金額がある場合はその原因・理由。				1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立神代高等学校
150	H30.7.17	H31.1.31	都立羽村高等学校（H17）耐震補強その他改修工事 工事検査調査	1	1															東京都立羽村高等学校
151	H30.7.17	H31.1.31	都立羽村高等学校（H17）耐震補強その他改修工事 工事完了届 ほか1件	2	1					1	1								業者の社員名については、個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）であるため（7条2号） 印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（7条4号）	東京都立羽村高等学校
152	H30.7.17	H31.1.31	都立保谷高等学校（H17）耐震補強及び改修工事 工事検査調査 ほか1件	2	1															東京都立保谷高等学校
153	H30.7.17	H31.1.31	都立保谷高等学校（14）ほか1施設耐震診断調査 都立保谷高等学校 報告書 ほか4件	287	1					1	1								業者の社員名については、個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）であるため（7条2号） 印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（7条4号） 学校の施設名及び教室名については、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため（7条4号）	東京都立保谷高等学校
154	H30.7.17	H31.1.31	都立忠生高等学校（H17）耐震補強工事 工事検査調査 ほか1件	2	1															東京都立町田総合高等学校
155	H30.7.17	H31.1.31	都立忠生高等学校（H17）耐震補強工事 工事完了届 ほか3件	4	1					1	1								業者の社員名については、個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）であるため（7条2号） 印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（7条4号）	東京都立町田総合高等学校
156	H30.7.17	H31.1.31	都立日野台高等学校（H17）耐震補強工事 工事検査調査	1	1															東京都立日野台高等学校

30年度 公文書開示状況（1月決定分） 教育庁

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等			
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号		
157	H30.7.17	H31.1.31	平成13年度 都立日野台高等学校（13）耐震診断調査 校舎②（特別教室棟）報告書 ほか2件	632	1					1		1								業者の社員名については、個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）であるため（7条2号） 印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（7条4号） 学校の施設名及び教室名については、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため（7条4号）	東京都立日野台高等学校	
158	H30.7.17	H31.1.31	開示請求書別紙2 右記、耐震工事実施校の（教室棟のみ）工事契約全額及び実績額・差額金額。差額金額がある場合はその原因・理由。					1													東京都立成瀬高等学校	
159	H30.7.17	H31.1.31	都立多摩高等学校（14）ほか2施設耐震診断調査 成瀬高等学校（特別教室棟）耐震診断報告書	182	1					1		1								業者の社員名については、個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）であるため（7条2号） 印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（7条4号） 学校の施設名及び教室名については、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため（7条4号）	東京都立成瀬高等学校	
160	H30.7.17	H31.1.31	都立八王子北高等学校（H17）耐震補強工事 工事完了届 ほか2件	2	1					1		1								業者の社員名については、個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）であるため（7条2号） 印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（7条4号）	東京都立八王子北高等学校	
161	H30.7.17	H31.1.31	都立多摩高等学校(H17)耐震補強工事 工事検査調査	1	1																東京都立多摩高等学校	
162	H30.7.17	H31.1.31	都立多摩高等学校(H17)耐震補強工事 工事完了届 ほか1件	2	1					1		1								業者の社員名については、個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）であるため（7条2号） 印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（7条4号）	東京都立多摩高等学校	
163	H30.7.17	H31.1.31	平成14年度都立久留米西高等学校（14）ほか1施設耐震診断調査報告書	22	1							1								学校の施設名及び教室名については、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため（7条4号）	東京都立久留米西高等学校	
164	H30.7.17	H31.1.31	開示請求書別紙2 右記、耐震工事実施校の（教室棟のみ）工事契約全額及び実績額・差額金額。差額金額がある場合はその原因・理由。					1													請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立久留米西高等学校



30年度 公文書開示状況（1月決定分） 教育庁

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
175	H30.7.17	H31.1.31	開示請求書別紙2 右記、耐震工事実施校の(教室棟のみ)工事契約全額及び実績額・差額金額。差額金額がある場合はその原因・理由。				1											請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立永山高等学校
176	H30.7.17	H31.1.31	都立永山高等学校(10)校舎耐震補強その他工事 報告書	485	1						1							印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(7条4号) 学校の施設や教室の配置等、建物内部の詳細な状況がわかる図面については、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため(7条4号)	東京都立永山高等学校
177	H30.7.17	H31.1.31	都立三田高等学校(13)耐震診断調査①特別教室棟 報告書 ほか19件			1				1	1							業者の社員名、資格に関する情報及び社員の写真については、個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む)であるため(7条2号) 印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(7条4号) 学校の施設名及び教室名については、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため(7条4号)	教育庁都立学校教育部高等学校教育課
178	H30.7.18	H31.1.31	都立豊島地区商業高等学校(14)改修・増築工事 工事検査調書(完了) ほか4件	83	1														東京都立千早高等学校
179	H30.7.18	H31.1.31	都立豊島地区商業高等学校(12)耐震診断調査(都立牛込商業高等学校) 報告書 ほか2件	83	1					1	1							業者の社員名及び資格に関する情報については、個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む)であるため(7条2号) 印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(7条4号)	東京都立千早高等学校
180	H30.7.18	H31.1.31	都立杉並地区総合学科高等学校(仮称)(14)校舎その他改修工事 工事検査調書(完了) ほか1件	2	1														東京都立杉並総合高等学校
181	H30.7.18	H31.1.31	都立杉並地区総合学科高等学校(仮称)(14)校舎その他改修工事 工事完了届 ほか1件	2		1				1	1							業者の社員名については、個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む)であるため(7条2号) 印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(7条4号)	東京都立杉並総合高等学校
182	H30.7.18	H31.1.31	都立青梅地区総合学科高等学校(仮称)(H16)改修工事 工事検査調書(完了) ほか10件	378	1														東京都立青梅総合高等学校
183	H30.7.18	H31.1.31	都立青梅地区総合学科高等学校(仮称)(H16)改修工事 工事完了届 ほか1件	2		1				1	1							業者の社員名については、個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む)であるため(7条2号) 印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(7条4号)	東京都立青梅総合高等学校

30年度 公文書開示状況（1月決定分） 教育庁

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
184	H30.7.18	H31.1.31	都立東久留米地区総合学科高等学校（仮称）（H16）増築及び改修工事 工事検査調書（完了） ほか1件	7	1														東京都立東久留米総合高等学校
185	H30.7.18	H31.1.31	都立東久留米地区総合学科高等学校（北校舎）耐震改修計画評価書 ほか3件	362	1					1	1							業者の社員名については、個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）であるため（7条2号） 印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（7条4号） 学校の施設名及び教室名については、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため（7条4号）	東京都立東久留米総合高等学校
186	H30.7.18	H31.1.31	都立葛飾地区総合学科高等学校（仮称）（H16）改修工事 工事検査調書（完了） ほか7件	54	1														東京都立葛飾総合高等学校
187	H30.7.18	H31.1.31	都立葛飾地区総合学科高等学校（仮称）（H16）改修工事 工事完了届 ほか1件	2	1					1	1							業者の社員名については、個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）であるため（7条2号） 印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（7条4号）	東京都立葛飾総合高等学校
188	H30.7.18	H31.1.31	都立八王子地区産業高等学校（仮称）（H16）改築及び改修工事 校舎棟Ⅰ-1（㊸）耐震改修計画評定書 ほか7件	20	1														東京都立八王子桑志高等学校
189	H30.7.18	H31.1.31	都立八王子地区産業高等学校（仮称）（H17）改築及び改修工事 工事完了届 ほか4件	6	1					1	1							業者の社員名については、個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）であるため（7条2号） 印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（7条4号）	東京都立八王子桑志高等学校
190	H30.7.18	H31.1.31	都立世田谷地区総合学科高等学校（仮称）（H17）改築及び改修工事 工事検査調書（完了） ほか1件	3	1														東京都立世田谷総合高等学校
191	H30.7.18	H31.1.31	都立砧工業高等学校耐震診断調査 概要書 ほか10件	2146	1					1	1							業者の社員名、社員の写真及び資格に関する情報については、個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）であるため（7条2号） 印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（7条4号） 学校の施設名及び教室名については、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため（7条4号）	東京都立世田谷総合高等学校
192	H30.7.18	H31.1.31	都立板橋地区単位制高等学校（仮称）（H16）体育館改築及び校舎改修工事 管理棟耐震診断改修計画報告書 ほか4件	34	1														東京都立板橋有徳高等学校
193	H30.7.18	H31.1.31	都立板橋地区単位制高等学校（仮称）（H17）体育館改築及び校舎改修工事 工事完了届 ほか1件	2	1					1	1							業者の社員名については、個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）であるため（7条2号） 印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（7条4号）	東京都立板橋有徳高等学校
194	H30.7.18	H31.1.31	都立杉並地区昼夜間定時制高等学校（仮称）校舎①-1. 2. 3棟耐震診断調査委託 報告書 ほか2件	17	1														東京都立荻窪高等学校

30年度 公文書開示状況（1月決定分） 教育庁

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
195	H30.7.18	H31.1.31	都立杉並地区昼夜間定時制高等学校（仮称）（H17）改修工事 工事完了届 ほか1件	2	1						1	1							業者の社員名については、個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）であるため（7条2号） 印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（7条4号）	東京都立荻窪高等学校
196	H30.7.18	H31.1.31	(1) 都立園芸高等学校（H17）耐震補強（一部改築）その他改修工事実施設計 棟名①②③棟（本館棟）建築物耐震改修等評価書 ほか4件	93	1															東京都立園芸高等学校
197	H30.7.18	H31.1.31	都立園芸高等学校（H18）改築及び改修工事 工事完了届 ほか1件	2	1						1	1							業者の社員名については、個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）であるため（7条2号） 印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（7条4号）	東京都立園芸高等学校
198	H30.7.18	H31.1.31	都立向島商業高等学校（19）改修工事 既存建物耐震改修計画評定書 ほか1件	6	1						1	1							業者の社員名及び資格の情報については、個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）であるため（7条2号） 印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（7条4号） 学校の施設名及び教室名については、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため（7条4号）	東京都立日本橋高等学校
199	H30.7.18	H31.1.31	都立淵江高等学校（8）耐震補強検討委託 報告書（二次） ほか2件	177	1															東京都立淵江高等学校
200	H30.7.18	H31.1.31	立淵江高等学校（20）改修工事 工事完了届 ほか1件	2	1						1	1							業者の社員名については、個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）であるため（7条2号） 印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（7条4号）	東京都立淵江高等学校
201	H30.7.18	H31.1.31	都立小岩高等学校（23）改修及び改築工事 工事検査調査書（完了） ほか2件	8	1															東京都立小岩高等学校
202	H30.7.18	H31.1.31	都立小岩高等学校（23）改修及び改築工事 工事完了届 ほか1件	2	1						1	1							業者の社員名については、個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）であるため（7条2号） 印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（7条4号）	東京都立小岩高等学校
203	H30.7.18	H31.1.31	都立保谷高等学校（24）改修工事 契約内容変更決定通知書	1	1															東京都立保谷高等学校
204	H30.7.18	H31.1.31	都立保谷高等学校（14）ほか1施設耐震診断調査 都立保谷高等学校 報告書 ほか1件	284	1						1	1							業者の社員名については、個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）であるため（7条2号） 印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（7条4号） 学校の施設名及び教室名については、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため（7条4号）	東京都立保谷高等学校

30年度 公文書開示状況（1月決定分） 教育庁

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号	
205	H30.7.18	H31.1.31	第三商業高等学校（12）校舎耐震補強その他改修工事 工事検査調書（完了） ほか2件	3	1															東京都立第三商業高等学校	
206	H30.7.18	H31.1.31	都立第三商業（9）耐震診断及び耐震補強検討委託 報告書 ほか2件	32		1						1	1							業者の社員名については、個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）であるため（7条2号） 印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（7条4号） 学校の施設名及び教室名については、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため（7条4号）	東京都立第三商業高等学校
207	H30.7.18	H31.1.31	都立足立高等学校(24)改修及び改築工事 工事検査調書（完了） ほか1件	6	1															東京都立足立高等学校	
208	H30.7.18	H31.1.31	平成9年度 財務局 耐震診断調査 報告書 足立高等学校 第2棟 ほか3件	295		1						1	1							業者の社員の写真については、個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）であるため（7条2号） 印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（7条4号） 学校の施設名及び教室名については、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため（7条4号）	東京都立足立高等学校
209	H30.7.18	H31.1.31	都立日比谷高等学校(24)校舎棟改修工事 工事検査調書（完了） ほか1件	2	1															東京都立日比谷高等学校	
210	H30.7.18	H31.1.31	都立日比谷高等学校（9）耐震補強検討及び耐震診断委託 補強検討報告書 ほか3件	404		1						1	1							業者の社員名及び資格に関する情報については、個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）であるため（7条4号） 印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（7条4号） 学校の施設名及び教室名については、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため（7条4号）	東京都立日比谷高等学校
211	H30.7.18	H31.1.31	都立八王子北高等学校（24）校舎棟改修工事 契約内容変更決定通知書	1	1															東京都立八王子北高等学校	
212	H30.7.18	H31.1.31	都立八王子高等学校（H17）耐震補強工事 工事完了届 ほか1件	2		1						1	1							業者の社員名については、個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）であるため（7条2号） 印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（7条4号）	東京都立八王子北高等学校
213	H30.7.18	H31.1.31	都立日野台高等学校（27）改修工事 契約内容変更決定通知書 ほか1件	4	1															東京都立日野台高等学校	
214	H30.7.18	H31.1.31	平成13年度 都立日野台高等学校（13）耐震診断調査 校舎②（特別教室棟）報告書 ほか2件	632		1						1	1							業者の社員名については、個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）であるため（7条2号） 印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（7条4号） 学校の施設名及び教室名については、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため（7条4号）	東京都立日野台高等学校



30年度 公文書開示状況（1月決定分） 教育庁

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
215	H30. 7. 18	H31. 1. 31	都立杉並地区総合学科高等学校（仮称）（13）改修その他工事実施設計 校舎棟 耐震補強計算書 ほか1件			1												業者の社員名、資格に関する情報及び社員の写真については、個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）であるため（7条2号）	教育庁都立学校教育部高等学校教育課
216	H30. 8. 28	H31. 1. 31	都立日比谷高等学校（9）耐震補強検討及び耐震診断委託 補強検討報告書 ほか1件	402		1												業者の社員名及び資格に関する情報については、個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）であるため（7条2号） 印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（7条4号） 学校の施設名及び教室名については、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため（7条4号）	東京都立日比谷高等学校
217	H30. 8. 28	H31. 1. 31	（1）開示請求書別紙1 校舎の耐震補強工事完了時の① 建物構造体を構成する部材（柱本体）（ただし耐震上問題のない柱のモルタル劣化は除く。）② 基礎 ③ 壁の「コンクリート中性化」検査（調査）結果の全ての具体的かつ客観的な理由・根拠（数値・データ）に基づく全証拠を提示下さい。 （2）開示請求書別紙3 1～2における全ての財務局が作成した証拠となる文書・資料・図面等（各種報告書・起案文等）	402				1										現に保有しておらず、存在しないため	東京都立日比谷高等学校
218	H30. 8. 28	H31. 1. 31	（1）開示請求書別紙1 校舎の耐震補強工事完了時の① 建物構造体を構成する部材（柱本体）（ただし耐震上問題のない柱のモルタル劣化は除く。）② 基礎 ③ 壁の「コンクリート中性化」検査（調査）結果の全ての具体的かつ客観的な理由・根拠（数値・データ）に基づく全証拠を提示下さい。 （2）開示請求書別紙3 1～2における全ての財務局が作成した証拠となる文書・資料・図面等（各種報告書・起案文等）					1										請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立三田高等学校
219	H30. 8. 28	H31. 1. 31	（1）開示請求書別紙1 校舎の耐震補強工事完了時の① 建物構造体を構成する部材（柱本体）（ただし耐震上問題のない柱のモルタル劣化は除く。）② 基礎 ③ 壁の「コンクリート中性化」検査（調査）結果の全ての具体的かつ客観的な理由・根拠（数値・データ）に基づく全証拠を提示下さい。 （2）開示請求書別紙3 1～2における全ての財務局が作成した証拠となる文書・資料・図面等（各種報告書・起案文等）					1										請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立忍岡高等学校
220	H30. 8. 28	H31. 1. 31	耐震改修報告書 工事名称 都立台東地区単位制高等学校（仮称）（15）改築その他工事 北棟	149		1												業者の社員名及び資格に関する情報については、個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）であるため（7条2号） 学校の施設名及び教室名については、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため（7条4号）	東京都立忍岡高等学校
221	H30. 8. 28	H31. 1. 31	（1）開示請求書別紙1 校舎の耐震補強工事完了時の① 建物構造体を構成する部材（柱本体）（ただし耐震上問題のない柱のモルタル劣化は除く。）② 基礎 ③ 壁の「コンクリート中性化」検査（調査）結果の全ての具体的かつ客観的な理由・根拠（数値・データ）に基づく全証拠を提示下さい。 （2）開示請求書別紙3 1～2における全ての財務局が作成した証拠となる文書・資料・図面等（各種報告書・起案文等）					1										請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立蔵前工業高等学校
222	H30. 8. 28	H31. 1. 31	平成9年度財務局耐震診断調査報告書	122		1												学校の教室名については、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため（7条4号）	東京都立蔵前工業高等学校

30年度 公文書開示状況（1月決定分） 教育庁

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
223	H30.8.28	H31.1.31	(1) 開示請求書別紙1 校舎の耐震補強工事完了時の① 建物構造体を構成する部材(柱本体)(ただし耐震上問題のない柱のモルタル劣化は除く。)② 基礎 ③ 壁の「コンクリート中性化」検査(調査)結果の全ての具体的かつ客観的な理由・根拠(数値・データ)に基づく全証拠を提示下さい。 (2) 開示請求書別紙3 1～2における全ての財務局が作成した証拠となる文書・資料・図面等(各種報告書・起案文等)				1											請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立日本橋高等学校
224	H30.8.28	H31.1.31	都立向島商業高等学校(19)改修工事 既存建物耐震改修計画評定書	5	1					1	1							業者の社員名及び資格に関する情報については、個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む)であるため(7条2号) 印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(7条4号)	東京都立日本橋高等学校
225	H30.8.28	H31.1.31	(1) 開示請求書別紙1 校舎の耐震補強工事完了時の① 建物構造体を構成する部材(柱本体)(ただし耐震上問題のない柱のモルタル劣化は除く。)② 基礎 ③ 壁の「コンクリート中性化」検査(調査)結果の全ての具体的かつ客観的な理由・根拠(数値・データ)に基づく全証拠を提示下さい。 (2) 開示請求書別紙3 1～2における全ての財務局が作成した証拠となる文書・資料・図面等(各種報告書・起案文等)				1											請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立墨田工業高等学校
226	H30.8.28	H31.1.31	都立墨田工業高等学校(9)耐震診断及び耐震補強検討委託報告書	181	1					1	1							業者の社員名については、個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む)であるため(7条2号) 印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(7条4号) 東京都情報公開条例第7条第4号に該当 学校の施設名及び教室名については、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため(7条4号)	東京都立墨田工業高等学校
227	H30.8.28	H31.1.31	(1) 開示請求書別紙1 校舎の耐震補強工事完了時の① 建物構造体を構成する部材(柱本体)(ただし耐震上問題のない柱のモルタル劣化は除く。)② 基礎 ③ 壁の「コンクリート中性化」検査(調査)結果の全ての具体的かつ客観的な理由・根拠(数値・データ)に基づく全証拠を提示下さい。 (2) 開示請求書別紙3 1～2における全ての財務局が作成した証拠となる文書・資料・図面等(各種報告書・起案文等)				1											請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立第三商業高等学校
228	H30.8.28	H31.1.31	都立第三商業高等学校(9)耐震診断及び耐震補強検討委託 報告書	30	1					1	1							業者の社員名及び資格に関する情報については、個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む)であるため(7条4号) 学校の施設名及び教室名については、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため(7条4号)	東京都立第三商業高等学校
229	H30.8.28	H31.1.31	(1) 開示請求書別紙1 校舎の耐震補強工事完了時の① 建物構造体を構成する部材(柱本体)(ただし耐震上問題のない柱のモルタル劣化は除く。)② 基礎 ③ 壁の「コンクリート中性化」検査(調査)結果の全ての具体的かつ客観的な理由・根拠(数値・データ)に基づく全証拠を提示下さい。 (2) 開示請求書別紙3 1～2における全ての財務局が作成した証拠となる文書・資料・図面等(各種報告書・起案文等)				1											請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立桜修館中等教育学校

30年度 公文書開示状況（1月決定分） 教育庁

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存在 応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
230	H30.8.28	H31.1.31	都立中等教育学校（仮称）（14）増改修工事実施設計 校舎A棟（1. 2. 3） 耐震改修計画評定書 ほか1件	253	1					1	1								業者の社員名については、個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）であるため（7条2号） 印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（7条4号） 学校の施設名及び教室名については、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため（7条4号）	東京都立桜修館中等教育学校
231	H30.8.28	H31.1.31	(1) 開示請求書別紙1 校舎の耐震補強工事完了時の① 建物構造体を構成する部材（柱本体）（ただし耐震上問題のない柱のモルタル劣化は除く。）② 基礎 ③ 壁の「コンクリート中性化」検査（調査）結果の全ての具体的かつ客観的な理由・根拠（数値・データ）に基づく全証拠を提示下さい。 (2) 開示請求書別紙3 1～2における全ての財務局が作成した証拠となる文書・資料・図面等（各種報告書・起案文等）					1											請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立世田谷総合高等学校
232	H30.8.28	H31.1.31	都立砧工業高等学校耐震診断調査 概要書 ほか7件	2144	1					1	1								業者の社員名、社員の写真及び資格に関する情報については、個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）であるため（7条2号） 印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（7条4号） 学校の施設名及び教室名については、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため（7条4号）	東京都立世田谷総合高等学校
233	H30.8.28	H31.1.31	(1) 開示請求書別紙1 校舎の耐震補強工事完了時の① 建物構造体を構成する部材（柱本体）（ただし耐震上問題のない柱のモルタル劣化は除く。）② 基礎 ③ 壁の「コンクリート中性化」検査（調査）結果の全ての具体的かつ客観的な理由・根拠（数値・データ）に基づく全証拠を提示下さい。 (2) 開示請求書別紙3 1～2における全ての財務局が作成した証拠となる文書・資料・図面等（各種報告書・起案文等）					1											請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立総合工科高等学校
234	H30.8.28	H31.1.31	平成9年度財務局耐震診断調査 報告書	179	1					1	1								業者の社員名については、個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）であるため（7条2号） 印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（7条4号） 学校の施設名及び教室名については、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため（7条4号）	東京都立総合工科高等学校
235	H30.8.28	H31.1.31	(1) 開示請求書別紙1 校舎の耐震補強工事完了時の① 建物構造体を構成する部材（柱本体）（ただし耐震上問題のない柱のモルタル劣化は除く。）② 基礎 ③ 壁の「コンクリート中性化」検査（調査）結果の全ての具体的かつ客観的な理由・根拠（数値・データ）に基づく全証拠を提示下さい。 (2) 開示請求書別紙3 1～2における全ての財務局が作成した証拠となる文書・資料・図面等（各種報告書・起案文等）					1											請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立園芸高等学校
236	H30.8.28	H31.1.31	都立園芸高等学校（H17）耐震補強（一部改築）その他改修工事実施設計 棟名①②③棟（本館棟） 建築物耐震改修等評価書 ほか1件	99	1															東京都立園芸高等学校
237	H30.8.28	H31.1.31	(1) 開示請求書別紙1 校舎の耐震補強工事完了時の① 建物構造体を構成する部材（柱本体）（ただし耐震上問題のない柱のモルタル劣化は除く。）② 基礎 ③ 壁の「コンクリート中性化」検査（調査）結果の全ての具体的かつ客観的な理由・根拠（数値・データ）に基づく全証拠を提示下さい。 (2) 開示請求書別紙3 1～2における全ての財務局が作成した証拠となる文書・資料・図面等（各種報告書・起案文等）					1											請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立松原高等学校

30年度 公文書開示状況（1月決定分） 教育庁

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
238	H30.8.28	H31.1.31	都立松原高等学校(8) 耐震補強検討及び耐震診断委託(耐震補強検討委託) 報告書 ほか1件	53	1					1	1								業者の社員名については、個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む)であるため(7条2号) 印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(7条4号) 学校の施設名及び教室名については、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため(7条4号)	東京都立松原高等学校
239	H30.8.28	H31.1.31	(1) 開示請求書別紙1 校舎の耐震補強工事完了時の① 建物構造体を構成する部材(柱本体)(ただし耐震上問題のない柱のモルタル劣化は除く。)② 基礎 ③ 壁の「コンクリート中性化」検査(調査)結果の全ての具体的なかつ客観的な理由・根拠(数値・データ)に基づく全証拠を提示下さい。 (2) 開示請求書別紙3 1~2における全ての財務局が作成した証拠となる文書・資料・図面等(各種報告書・起案文等)				1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立深沢高等学校
240	H30.8.28	H31.1.31	平成8年度教育庁建築物耐震補強方法検討報告書	91	1					1	1								業者の社員名及び資格に関する情報については、個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む)であるため(7条2号) 印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(7条4号) 学校の施設名及び教室名については、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため(7条4号)	東京都立深沢高等学校
241	H30.8.28	H31.1.31	(1) 開示請求書別紙1 校舎の耐震補強工事完了時の① 建物構造体を構成する部材(柱本体)(ただし耐震上問題のない柱のモルタル劣化は除く。)② 基礎 ③ 壁の「コンクリート中性化」検査(調査)結果の全ての具体的なかつ客観的な理由・根拠(数値・データ)に基づく全証拠を提示下さい。 (2) 開示請求書別紙3 1~2における全ての財務局が作成した証拠となる文書・資料・図面等(各種報告書・起案文等)				1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立世田谷泉高等学校
242	H30.8.28	H31.1.31	都立烏山工業高等学校(9) 耐震補強及び耐震診断委託	24	1					1									業者の社員名については、個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む)であるため(7条2号)	東京都立世田谷泉高等学校
243	H30.8.28	H31.1.31	(1) 開示請求書別紙1 校舎の耐震補強工事完了時の① 建物構造体を構成する部材(柱本体)(ただし耐震上問題のない柱のモルタル劣化は除く。)② 基礎 ③ 壁の「コンクリート中性化」検査(調査)結果の全ての具体的なかつ客観的な理由・根拠(数値・データ)に基づく全証拠を提示下さい。 (2) 開示請求書別紙3 1~2における全ての財務局が作成した証拠となる文書・資料・図面等(各種報告書・起案文等)				1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立千歳丘高等学校
244	H30.8.28	H31.1.31	都立千歳丘高等学校(14)校舎耐震補強その他改修工事1号館耐震補強設計計算書 ほか1件	171	1						1								学校の施設名及び教室名については、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため(7条4号)	東京都立千歳丘高等学校

30年度 公文書開示状況（1月決定分） 教育庁

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
245	H30.8.28	H31.1.31	(1) 開示請求書別紙1 校舎の耐震補強工事完了時の① 建物構造体を構成する部材（柱本体）（ただし耐震上問題のない柱のモルタル劣化は除く。）② 基礎 ③ 壁の「コンクリート中性化」検査（調査）結果の全ての具体的かつ客観的な理由・根拠（数値・データ）に基づく全証拠を提示下さい。 (2) 開示請求書別紙3 1～2における全ての財務局が作成した証拠となる文書・資料・図面等（各種報告書・起案文等）				1											請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立広尾高等学校
246	H30.8.28	H31.1.31	都立広尾高等学校（11）大規模改修工事実施設計 3号館耐震診断調査報告書	89	1							1						学校の施設名及び教室名については、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため（7条4号）	東京都立広尾高等学校
247	H30.8.28	H31.1.31	(1) 開示請求書別紙1 校舎の耐震補強工事完了時の① 建物構造体を構成する部材（柱本体）（ただし耐震上問題のない柱のモルタル劣化は除く。）② 基礎 ③ 壁の「コンクリート中性化」検査（調査）結果の全ての具体的かつ客観的な理由・根拠（数値・データ）に基づく全証拠を提示下さい。 (2) 開示請求書別紙3 1～2における全ての財務局が作成した証拠となる文書・資料・図面等（各種報告書・起案文等）				1											請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立中野工業高等学校
248	H30.8.28	H31.1.31	都立中野工業高等学校（14）耐震診断調査 第1本館（①） 報告書 ほか4件	198	1					1	1							業者の社員名及び資格に関する情報については、個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）であるため（7条2号） 学校の施設名及び教室名については、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため（7条4号）	東京都立中野工業高等学校
249	H30.8.28	H31.1.31	(1) 開示請求書別紙1 校舎の耐震補強工事完了時の① 建物構造体を構成する部材（柱本体）（ただし耐震上問題のない柱のモルタル劣化は除く。）② 基礎 ③ 壁の「コンクリート中性化」検査（調査）結果の全ての具体的かつ客観的な理由・根拠（数値・データ）に基づく全証拠を提示下さい。 (2) 開示請求書別紙3 1～2における全ての財務局が作成した証拠となる文書・資料・図面等（各種報告書・起案文等）				1											請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立武蔵丘高等学校
250	H30.8.28	H31.1.31	平成8年度財務局耐震診断調査報告書	276	1						1							学校の施設名及び教室名については、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため（7条4号）	東京都立武蔵丘高等学校
251	H30.8.28	H31.1.31	(1) 開示請求書別紙1 校舎の耐震補強工事完了時の① 建物構造体を構成する部材（柱本体）（ただし耐震上問題のない柱のモルタル劣化は除く。）② 基礎 ③ 壁の「コンクリート中性化」検査（調査）結果の全ての具体的かつ客観的な理由・根拠（数値・データ）に基づく全証拠を提示下さい。 (2) 開示請求書別紙3 1～2における全ての財務局が作成した証拠となる文書・資料・図面等（各種報告書・起案文等）				1											請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立荻窪高等学校
252	H30.8.28	H31.1.31	都立杉並地区昼夜間定時制高等学校（仮称）校舎①-1、2、3棟耐震診断調査委託報告書	14	1														東京都立荻窪高等学校
253	H30.8.28	H31.1.31	(1) 開示請求書別紙1 校舎の耐震補強工事完了時の① 建物構造体を構成する部材（柱本体）（ただし耐震上問題のない柱のモルタル劣化は除く。）② 基礎 ③ 壁の「コンクリート中性化」検査（調査）結果の全ての具体的かつ客観的な理由・根拠（数値・データ）に基づく全証拠を提示下さい。 (2) 開示請求書別紙3 1～2における全ての財務局が作成した証拠となる文書・資料・図面等（各種報告書・起案文等）				1											請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立杉並総合高等学校

30年度 公文書開示状況（1月決定分） 教育庁

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存在 応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
254	H30.8.28	H31.1.31	(1) 開示請求書別紙1 校舎の耐震補強工事完了時の① 建物構造体を構成する部材（柱本体）（ただし耐震上問題のない柱のモルタル劣化は除く。）② 基礎 ③ 壁の「コンクリート中性化」検査（調査）結果の全ての具体的かつ客観的な理由・根拠（数値・データ）に基づく全証拠を提示下さい。 (2) 開示請求書別紙3 1～2における全ての財務局が作成した証拠となる文書・資料・図面等（各種報告書・起案文等）				1											請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立豊多摩高等学校
255	H30.8.28	H31.1.31	都立豊多摩高等学校ほか1校（20）耐震補強工事実施設計 都立豊多摩高等学校 C棟校舎	11	1					1	1							業者の社員名については、個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）であるため（7条2号） 印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（7条4号）	東京都立豊多摩高等学校
256	H30.8.28	H31.1.31	都立豊島地区商業高等学校(12)耐震診断調査（都立牛込商業高等学校） ほか2件	92	1														東京都立千早高等学校
257	H30.8.28	H31.1.31	都立豊島地区商業高等学校(12)耐震診断調査（都立牛込商業高等学校） 報告書	81		1				1								業者の社員名及び資格に関する情報については、個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）であるため（7条2号）	東京都立千早高等学校
258	H30.8.28	H31.1.31	(1) 開示請求書別紙1 校舎の耐震補強工事完了時の① 建物構造体を構成する部材（柱本体）（ただし耐震上問題のない柱のモルタル劣化は除く。）② 基礎 ③ 壁の「コンクリート中性化」検査（調査）結果の全ての具体的かつ客観的な理由・根拠（数値・データ）に基づく全証拠を提示下さい。 (2) 開示請求書別紙3 1～2における全ての財務局が作成した証拠となる文書・資料・図面等（各種報告書・起案文等）				1											請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立豊島高等学校
259	H30.8.28	H31.1.31	都立豊島高等学校（H17）校舎耐震補強工事 構造計算書（A棟） ほか2件	254		1					1							学校の施設名及び教室名については、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため（7条4号）	東京都立豊島高等学校
260	H30.8.28	H31.1.31	(1) 開示請求書別紙1 校舎の耐震補強工事完了時の① 建物構造体を構成する部材（柱本体）（ただし耐震上問題のない柱のモルタル劣化は除く。）② 基礎 ③ 壁の「コンクリート中性化」検査（調査）結果の全ての具体的かつ客観的な理由・根拠（数値・データ）に基づく全証拠を提示下さい。 (2) 開示請求書別紙3 1～2における全ての財務局が作成した証拠となる文書・資料・図面等（各種報告書・起案文等）				1											請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立桐ヶ丘高等学校
261	H30.8.28	H31.1.31	都立城北高等学校（9）耐震補強検討及び耐震診断委託 報告書	15		1				1								業者の社員名については、個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）であるため（7条2号）	東京都立桐ヶ丘高等学校

30年度 公文書開示状況（1月決定分） 教育庁

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
262	H30.8.28	H31.1.31	(1) 開示請求書別紙1 校舎の耐震補強工事完了時の① 建物構造体を構成する部材（柱本体）（ただし耐震上問題のない柱のモルタル劣化は除く。）② 基礎 ③ 壁の「コンクリート中性化」検査（調査）結果の全ての具体的かつ客観的な理由・根拠（数値・データ）に基づく全証拠を提示下さい。 (2) 開示請求書別紙3 1～2における全ての財務局が作成した証拠となる文書・資料・図面等（各種報告書・起案文等）				1											請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立竹台高等学校
263	H30.8.28	H31.1.31	都立竹台高等学校南校舎東棟（校舎1-2）耐震補強計画報告書	28	1														東京都立竹台高等学校
264	H30.8.28	H31.1.31	都立竹台高等学校南校舎西棟（校舎1-1）耐震補強計画報告書 ほか2件	73		1					1							学校の施設名及び教室名については、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため（7条4号）	東京都立竹台高等学校
265	H30.8.28	H31.1.31	(1) 開示請求書別紙1 校舎の耐震補強工事完了時の① 建物構造体を構成する部材（柱本体）（ただし耐震上問題のない柱のモルタル劣化は除く。）② 基礎 ③ 壁の「コンクリート中性化」検査（調査）結果の全ての具体的かつ客観的な理由・根拠（数値・データ）に基づく全証拠を提示下さい。 (2) 開示請求書別紙3 1～2における全ての財務局が作成した証拠となる文書・資料・図面等（各種報告書・起案文等）				1											請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立板橋有徳高等学校
266	H30.8.28	H31.1.31	都立板橋地区単位制高等学校（仮称）（H16）体育館改築及び校舎改修工事 管理棟耐震診断改修計画報告書 ほか2件	32	1														東京都立板橋有徳高等学校
267	H30.8.28	H31.1.31	(1) 開示請求書別紙1 校舎の耐震補強工事完了時の① 建物構造体を構成する部材（柱本体）（ただし耐震上問題のない柱のモルタル劣化は除く。）② 基礎 ③ 壁の「コンクリート中性化」検査（調査）結果の全ての具体的かつ客観的な理由・根拠（数値・データ）に基づく全証拠を提示下さい。 (2) 開示請求書別紙2 1の全証拠が作成・保有されていない場合、校舎の耐震補強工事を実施した正当性を証明する（1）目的 （2）内容 (3) 起案文 （4）各種報告書について全ての証拠を提示下さい。ただし、工事完了届及び検査調書を除く。 (3) 開示請求書別紙3 1～2における全ての財務局が作成した証拠となる文書・資料・図面等（各種報告書・起案文等）				1											請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立板橋高等学校
268	H30.8.28	H31.1.31	(1) 開示請求書別紙1 校舎の耐震補強工事完了時の① 建物構造体を構成する部材（柱本体）（ただし耐震上問題のない柱のモルタル劣化は除く。）② 基礎 ③ 壁の「コンクリート中性化」検査（調査）結果の全ての具体的かつ客観的な理由・根拠（数値・データ）に基づく全証拠を提示下さい。 (2) 開示請求書別紙3 1～2における全ての財務局が作成した証拠となる文書・資料・図面等（各種報告書・起案文等）				1											請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立井草高等学校
269	H30.8.28	H31.1.31	(1) 開示請求書別紙1 校舎の耐震補強工事完了時の① 建物構造体を構成する部材（柱本体）（ただし耐震上問題のない柱のモルタル劣化は除く。）② 基礎 ③ 壁の「コンクリート中性化」検査（調査）結果の全ての具体的かつ客観的な理由・根拠（数値・データ）に基づく全証拠を提示下さい。 (2) 開示請求書別紙3 1～2における全ての財務局が作成した証拠となる文書・資料・図面等（各種報告書・起案文等）				1											請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立第四商業高等学校
270	H30.8.28	H31.1.31	都立第四商業高等学校（15）耐震補強その他改修工事実施設計 耐震診断報告書 「都立第四商業高等学校 A棟」 ほか4件	136		1					1	1						業者の社員名については、個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）であるため（7条2号） 印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（7条4号） 学校の施設名及び教室名については、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため（7条4号）	東京都立第四商業高等学校

30年度 公文書開示状況（1月決定分） 教育庁

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
271	H30.8.28	H31.1.31	(1) 開示請求書別紙1 校舎の耐震補強工事完了時の① 建物構造体を構成する部材（柱本体）（ただし耐震上問題のない柱のモルタル劣化は除く。）② 基礎 ③ 壁の「コンクリート中性化」検査（調査）結果の全ての具体的なかつ客観的な理由・根拠（数値・データ）に基づく全証拠を提示下さい。 (2) 開示請求書別紙2 1の全証拠が作成・保有されていない場合、校舎の耐震補強工事を実施した正当性を証明する（1）目的 （2）内容 (3) 起案文 （4）各種報告書について全ての証拠を提示下さい。ただし、工事完了届及び検査調書を除く。 (3) 開示請求書別紙3 1～2における全ての財務局が作成した証拠となる文書・資料・図面等（各種報告書・起案文等）					1										請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立練馬工業高等学校
272	H30.8.28	H31.1.31	(1) 開示請求書別紙1 校舎の耐震補強工事完了時の① 建物構造体を構成する部材（柱本体）（ただし耐震上問題のない柱のモルタル劣化は除く。）② 基礎 ③ 壁の「コンクリート中性化」検査（調査）結果の全ての具体的なかつ客観的な理由・根拠（数値・データ）に基づく全証拠を提示下さい。 (2) 開示請求書別紙3 1～2における全ての財務局が作成した証拠となる文書・資料・図面等（各種報告書・起案文等）					1										請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立大泉桜高等学校
273	H30.8.28	H31.1.31	構造設計概要書 都立練馬地区単位制高等学校（仮称）（H16）耐震補強及び改修工事	13		1					1	1						業者の社員名及び資格に関する情報については、個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）であるため（7条2号） 印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（7条4号）	東京都立大泉桜高等学校
274	H30.8.28	H31.1.31	(1) 開示請求書別紙1 校舎の耐震補強工事完了時の① 建物構造体を構成する部材（柱本体）（ただし耐震上問題のない柱のモルタル劣化は除く。）② 基礎 ③ 壁の「コンクリート中性化」検査（調査）結果の全ての具体的なかつ客観的な理由・根拠（数値・データ）に基づく全証拠を提示下さい。 (2) 開示請求書別紙3 1～2における全ての財務局が作成した証拠となる文書・資料・図面等（各種報告書・起案文等）					1										請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立江北高等学校
275	H30.8.28	H31.1.31	平成10年度財務局耐震補強改修計画 都立江北高等学校（11）校舎耐震改修工事実施設計 耐震補強計算書（A棟・2号館） ほか1件	8		1					1							業者の社員名及び資格に関する情報については、個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）であるため（7条2号）	東京都立江北高等学校
276	H30.8.28	H31.1.31	(1) 開示請求書別紙1 校舎の耐震補強工事完了時の① 建物構造体を構成する部材（柱本体）（ただし耐震上問題のない柱のモルタル劣化は除く。）② 基礎 ③ 壁の「コンクリート中性化」検査（調査）結果の全ての具体的なかつ客観的な理由・根拠（数値・データ）に基づく全証拠を提示下さい。 (2) 開示請求書別紙3 1～2における全ての財務局が作成した証拠となる文書・資料・図面等（各種報告書・起案文等）					1										請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立足立高等学校
277	H30.8.28	H31.1.31	平成9年度 財務局 耐震診断調査 報告書	293		1					1	1						業者の社員の写真については、個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）であるため（7条2号） 学校の施設名及び教室名については、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため（7条4号）	東京都立足立高等学校



30年度 公文書開示状況（1月決定分） 教育庁

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	存在 応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
278	H30.8.28	H31.1.31	(1) 開示請求書別紙1 校舎の耐震補強工事完了時の① 建物構造体を構成する部材（柱本体）（ただし耐震上問題のない柱のモルタル劣化は除く。）② 基礎 ③ 壁の「コンクリート中性化」検査（調査）結果の全ての具体的かつ客観的な理由・根拠（数値・データ）に基づく全証拠を提示下さい。 (2) 開示請求書別紙3 1～2における全ての財務局が作成した証拠となる文書・資料・図面等（各種報告書・起案文等）				1											請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立湘江高等学校
279	H30.8.28	H31.1.31	都立湘江高等学校（8）耐震補強検討委託 報告書（二次）	155	1														東京都立湘江高等学校
280	H30.8.28	H31.1.31	(1) 開示請求書別紙1 校舎の耐震補強工事完了時の① 建物構造体を構成する部材（柱本体）（ただし耐震上問題のない柱のモルタル劣化は除く。）② 基礎 ③ 壁の「コンクリート中性化」検査（調査）結果の全ての具体的かつ客観的な理由・根拠（数値・データ）に基づく全証拠を提示下さい。 (2) 開示請求書別紙3 1～2における全ての財務局が作成した証拠となる文書・資料・図面等（各種報告書・起案文等）				1											請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立農産高等学校
281	H30.8.28	H31.1.31	都立農産高等学校実習棟 耐震改修計画評定書	56		1						1						印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（7条4号） 学校の配置図、施設名及び教室名については、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため（7条4号）	東京都立農産高等学校
282	H30.8.28	H31.1.31	(1) 開示請求書別紙1 校舎の耐震補強工事完了時の① 建物構造体を構成する部材（柱本体）（ただし耐震上問題のない柱のモルタル劣化は除く。）② 基礎 ③ 壁の「コンクリート中性化」検査（調査）結果の全ての具体的かつ客観的な理由・根拠（数値・データ）に基づく全証拠を提示下さい。 (2) 開示請求書別紙3 1～2における全ての財務局が作成した証拠となる文書・資料・図面等（各種報告書・起案文等）				1											請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立南葛飾高等学校
283	H30.8.28	H31.1.31	(1) 都立南葛飾高等学校（9）耐震補強検討及び耐震診断委託 北校舎A 耐震診断報告書 (2) 都立南葛飾高等学校（9）耐震補強検討及び耐震診断委託 北校舎B 耐震診断報告書 (3) 都立南葛飾高等学校（9）耐震補強検討及び耐震診断委託 南校舎 耐震診断報告書 (4) 都立南葛飾高等学校（9）耐震補強検討及び耐震診断委託 特別棟 耐震診断報告書	288		1					1	1						業者の社員名については、個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）であるため（7条2号） 印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（7条4号） 学校の施設名及び教室名については、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため（7条4号）	東京都立南葛飾高等学校
284	H30.8.28	H31.1.31	(1) 開示請求書別紙1 校舎の耐震補強工事完了時の① 建物構造体を構成する部材（柱本体）（ただし耐震上問題のない柱のモルタル劣化は除く。）② 基礎 ③ 壁の「コンクリート中性化」検査（調査）結果の全ての具体的かつ客観的な理由・根拠（数値・データ）に基づく全証拠を提示下さい。 (2) 開示請求書別紙3 1～2における全ての財務局が作成した証拠となる文書・資料・図面等（各種報告書・起案文等）				1											請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立葛飾総合高等学校
285	H30.8.28	H31.1.31	都立葛飾地区総合学科高等学校（15）改修工事実施設計 1号棟 耐震補強設計報告書 ほか6件	48	1														東京都立葛飾総合高等学校
286	H30.8.28	H31.1.31	(1) 開示請求書別紙1 校舎の耐震補強工事完了時の① 建物構造体を構成する部材（柱本体）（ただし耐震上問題のない柱のモルタル劣化は除く。）② 基礎 ③ 壁の「コンクリート中性化」検査（調査）結果の全ての具体的かつ客観的な理由・根拠（数値・データ）に基づく全証拠を提示下さい。 (2) 開示請求書別紙3 1～2における全ての財務局が作成した証拠となる文書・資料・図面等（各種報告書・起案文等）				1												東京都立葛西南高等学校

30年度 公文書開示状況（1月決定分） 教育庁

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存在 応答 拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
287	H30.8.28	H31.1.31	(1) 開示請求書別紙1 校舎の耐震補強工事完了時の① 建物構造体を構成する部材(柱本体) (ただし耐震上問題のない柱のモルタル劣化は除く。)② 基礎 ③ 壁の「コンクリート中性化」検査(調査)結果の全ての具体的かつ客観的な理由・根拠(数値・データ)に基づく全証拠を提示下さい。 (2) 開示請求書別紙2 1の全証拠が作成・保有されていない場合、校舎の耐震補強工事を実施した正当性を証明する(1)目的 (2)内容 (3) 起案文 (4) 各種報告書について全ての証拠を提示下さい。ただし、工事完了届及び検査調書を除く。 (3) 開示請求書別紙3 1～2における全ての財務局が作成した証拠となる文書・資料・図面等(各種報告書・起案文等)				1											請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立江戸川高等学校
288	H30.8.28	H31.1.31	(1) 開示請求書別紙1 校舎の耐震補強工事完了時の① 建物構造体を構成する部材(柱本体) (ただし耐震上問題のない柱のモルタル劣化は除く。)② 基礎 ③ 壁の「コンクリート中性化」検査(調査)結果の全ての具体的かつ客観的な理由・根拠(数値・データ)に基づく全証拠を提示下さい。 (2) 開示請求書別紙3 1～2における全ての財務局が作成した証拠となる文書・資料・図面等(各種報告書・起案文等)				1											請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立小岩高等学校
289	H30.8.28	H31.1.31	既存RC造、SRC造建築物の耐震診断計算書	5	1														東京都立小岩高等学校
290	H30.8.28	H31.1.31	(1) 開示請求書別紙1 校舎の耐震補強工事完了時の① 建物構造体を構成する部材(柱本体) (ただし耐震上問題のない柱のモルタル劣化は除く。)② 基礎 ③ 壁の「コンクリート中性化」検査(調査)結果の全ての具体的かつ客観的な理由・根拠(数値・データ)に基づく全証拠を提示下さい。 (2) 開示請求書別紙3 1～2における全ての財務局が作成した証拠となる文書・資料・図面等(各種報告書・起案文等)				1											請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立南多摩高等学校
291	H30.8.28	H31.1.31	都立南多摩高等学校 校舎棟 耐震改修計画評定書	73		1					1							学校の施設名及び教室名については、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため(7条4号)	東京都立南多摩高等学校
292	H30.8.28	H31.1.31	(1) 開示請求書別紙1 校舎の耐震補強工事完了時の① 建物構造体を構成する部材(柱本体) (ただし耐震上問題のない柱のモルタル劣化は除く。)② 基礎 ③ 壁の「コンクリート中性化」検査(調査)結果の全ての具体的かつ客観的な理由・根拠(数値・データ)に基づく全証拠を提示下さい。 (2) 開示請求書別紙3 1～2における全ての財務局が作成した証拠となる文書・資料・図面等(各種報告書・起案文等)				1											請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立八王子桑志高等学校
293	H30.8.28	H31.1.31	都立八王子地区産業高等学校(仮称)(H16)改築及び改修工事 校舎棟I-1(44) 耐震改修計画評定書 ほか3件	12	1														東京都立八王子桑志高等学校
294	H30.8.28	H31.1.31	(1) 開示請求書別紙1 校舎の耐震補強工事完了時の① 建物構造体を構成する部材(柱本体) (ただし耐震上問題のない柱のモルタル劣化は除く。)② 基礎 ③ 壁の「コンクリート中性化」検査(調査)結果の全ての具体的かつ客観的な理由・根拠(数値・データ)に基づく全証拠を提示下さい。 (2) 開示請求書別紙3 1～2における全ての財務局が作成した証拠となる文書・資料・図面等(各種報告書・起案文等)				1											請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立富士森高等学校
295	H30.8.28	H31.1.31	都立富士森高等学校(11)校舎その他改修工事(校舎A棟)耐震診断 報告書	6	1														東京都立富士森高等学校
296	H30.8.28	H31.1.31	(1) 開示請求書別紙1 校舎の耐震補強工事完了時の① 建物構造体を構成する部材(柱本体) (ただし耐震上問題のない柱のモルタル劣化は除く。)② 基礎 ③ 壁の「コンクリート中性化」検査(調査)結果の全ての具体的かつ客観的な理由・根拠(数値・データ)に基づく全証拠を提示下さい。 (2) 開示請求書別紙3 1～2における全ての財務局が作成した証拠となる文書・資料・図面等(各種報告書・起案文等)				1											請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立片倉高等学校

30年度 公文書開示状況（1月決定分） 教育庁

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存在 応答 拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
297	H30.8.28	H31.1.31	(1) 開示請求書別紙1 校舎の耐震補強工事完了時の① 建物構造体を構成する部材(柱本体)(ただし耐震上問題のない柱のモルタル劣化は除く。)② 基礎 ③ 壁の「コンクリート中性化」検査(調査)結果の全ての具体的なかつ客観的な理由・根拠(数値・データ)に基づく全証拠を提示下さい。 (2) 開示請求書別紙2 1の全証拠が作成・保有されていない場合、校舎の耐震補強工事を実施した正当性を証明する(1)目的 (2)内容 (3) 起案文 (4) 各種報告書について全ての証拠を提示下さい。ただし、工事完了届及び検査調査を除く。 (3) 開示請求書別紙3 1～2における全ての財務局が作成した証拠となる文書・資料・図面等(各種報告書・起案文等)				1											請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立八王子北高等学校
298	H30.8.28	H31.1.31	(1) 開示請求書別紙1 校舎の耐震補強工事完了時の① 建物構造体を構成する部材(柱本体)(ただし耐震上問題のない柱のモルタル劣化は除く。)② 基礎 ③ 壁の「コンクリート中性化」検査(調査)結果の全ての具体的なかつ客観的な理由・根拠(数値・データ)に基づく全証拠を提示下さい。 (2) 開示請求書別紙3 1～2における全ての財務局が作成した証拠となる文書・資料・図面等(各種報告書・起案文等)				1											請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立八王子拓真高等学校
299	H30.8.28	H31.1.31	都立第二商業高等学校(9)耐震診断及び耐震補強検討委託 A棟 報告書	23	1														東京都立八王子拓真高等学校
300	H30.8.28	H31.1.31	(1) 開示請求書別紙1 校舎の耐震補強工事完了時の① 建物構造体を構成する部材(柱本体)(ただし耐震上問題のない柱のモルタル劣化は除く。)② 基礎 ③ 壁の「コンクリート中性化」検査(調査)結果の全ての具体的なかつ客観的な理由・根拠(数値・データ)に基づく全証拠を提示下さい。 (2) 開示請求書別紙3 1～2における全ての財務局が作成した証拠となる文書・資料・図面等(各種報告書・起案文等)				1											請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立三鷹中等教育学校
301	H30.8.28	H31.1.31	都立三鷹高等学校(9)耐震診断及び耐震補強検討委託 報告書	345		1				1	1							業者の社員名及び社員の顔写真については、個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む)であるため(7条2号) 印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(7条4号) 学校の施設名及び教室名については、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため(7条4号)	東京都立三鷹中等教育学校
302	H30.8.28	H31.1.31	(1) 開示請求書別紙1 校舎の耐震補強工事完了時の① 建物構造体を構成する部材(柱本体)(ただし耐震上問題のない柱のモルタル劣化は除く。)② 基礎 ③ 壁の「コンクリート中性化」検査(調査)結果の全ての具体的なかつ客観的な理由・根拠(数値・データ)に基づく全証拠を提示下さい。 (2) 開示請求書別紙3 1～2における全ての財務局が作成した証拠となる文書・資料・図面等(各種報告書・起案文等)				1											請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立青梅総合高等学校
303	H30.8.28	H31.1.31	都立農林高等学校耐震診断調査 1棟(管理棟1) 報告書 ほか8件	375	1														東京都立青梅総合高等学校
304	H30.8.28	H31.1.31	(1) 開示請求書別紙1 校舎の耐震補強工事完了時の① 建物構造体を構成する部材(柱本体)(ただし耐震上問題のない柱のモルタル劣化は除く。)② 基礎 ③ 壁の「コンクリート中性化」検査(調査)結果の全ての具体的なかつ客観的な理由・根拠(数値・データ)に基づく全証拠を提示下さい。 (2) 開示請求書別紙3 1～2における全ての財務局が作成した証拠となる文書・資料・図面等(各種報告書・起案文等)				1											請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立多摩高等学校
305	H30.8.28	H31.1.31	(1) 開示請求書別紙1 校舎の耐震補強工事完了時の① 建物構造体を構成する部材(柱本体)(ただし耐震上問題のない柱のモルタル劣化は除く。)② 基礎 ③ 壁の「コンクリート中性化」検査(調査)結果の全ての具体的なかつ客観的な理由・根拠(数値・データ)に基づく全証拠を提示下さい。 (2) 開示請求書別紙3 1～2における全ての財務局が作成した証拠となる文書・資料・図面等(各種報告書・起案文等)				1											請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立農業高等学校

30年度 公文書開示状況（1月決定分） 教育庁

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存在 応答 拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
306	H30.8.28	H31.1.31	都立農業高等学校（H17）改築及び耐震補強工事構造関係報告書	757		1													業者の社員名については、個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）であるため（7条2号） 業者の利用しているプログラムの利用者氏名及びユーザ番号については、法人の内部管理情報で、公にすることにより、競争上の地位又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため（7条3号）	東京都立農業高等学校
307	H30.8.28	H31.1.31	(1) 開示請求書別紙1 校舎の耐震補強工事完了時の① 建物構造体を構成する部材（柱本体）（ただし耐震上問題のない柱のモルタル劣化は除く。）② 基礎 ③ 壁の「コンクリート中性化」検査（調査）結果の全ての具体的かつ客観的な理由・根拠（数値・データ）に基づく全証拠を提示下さい。 (2) 開示請求書別紙3 1～2における全ての財務局が作成した証拠となる文書・資料・図面等（各種報告書・起案文等）																請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立府中高等学校
308	H30.8.28	H31.1.31	都立府中高等学校（9）校舎改修工事 耐震診断・耐震補強概要書	3	1															東京都立府中高等学校
309	H30.8.28	H31.1.31	(1) 開示請求書別紙1 校舎の耐震補強工事完了時の① 建物構造体を構成する部材（柱本体）（ただし耐震上問題のない柱のモルタル劣化は除く。）② 基礎 ③ 壁の「コンクリート中性化」検査（調査）結果の全ての具体的かつ客観的な理由・根拠（数値・データ）に基づく全証拠を提示下さい。 (2) 開示請求書別紙2 1の全証拠が作成・保有されていない場合、校舎の耐震補強工事を実施した正当性を証明する（1）目的 （2）内容 (3) 起案文 （4）各種報告書について全ての証拠を提示下さい。ただし、工事完了届及び検査調査書を除く。 (3) 開示請求書別紙3 1～2における全ての財務局が作成した証拠となる文書・資料・図面等（各種報告書・起案文等）																請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立府中東高等学校
310	H30.8.28	H31.1.31	(1) 開示請求書別紙1 校舎の耐震補強工事完了時の① 建物構造体を構成する部材（柱本体）（ただし耐震上問題のない柱のモルタル劣化は除く。）② 基礎 ③ 壁の「コンクリート中性化」検査（調査）結果の全ての具体的かつ客観的な理由・根拠（数値・データ）に基づく全証拠を提示下さい。 (2) 開示請求書別紙3 1～2における全ての財務局が作成した証拠となる文書・資料・図面等（各種報告書・起案文等）																請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立拝島高等学校
311	H30.8.28	H31.1.31	(1) 開示請求書別紙1 校舎の耐震補強工事完了時の① 建物構造体を構成する部材（柱本体）（ただし耐震上問題のない柱のモルタル劣化は除く。）② 基礎 ③ 壁の「コンクリート中性化」検査（調査）結果の全ての具体的かつ客観的な理由・根拠（数値・データ）に基づく全証拠を提示下さい。 (2) 開示請求書別紙3 1～2における全ての財務局が作成した証拠となる文書・資料・図面等（各種報告書・起案文等）																請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立神代高等学校
312	H30.8.28	H31.1.31	(1) 開示請求書別紙1 校舎の耐震補強工事完了時の① 建物構造体を構成する部材（柱本体）（ただし耐震上問題のない柱のモルタル劣化は除く。）② 基礎 ③ 壁の「コンクリート中性化」検査（調査）結果の全ての具体的かつ客観的な理由・根拠（数値・データ）に基づく全証拠を提示下さい。 (2) 開示請求書別紙3 1～2における全ての財務局が作成した証拠となる文書・資料・図面等（各種報告書・起案文等）																請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立調布北高等学校
313	H30.8.28	H31.1.31	(1) 開示請求書別紙1 校舎の耐震補強工事完了時の① 建物構造体を構成する部材（柱本体）（ただし耐震上問題のない柱のモルタル劣化は除く。）② 基礎 ③ 壁の「コンクリート中性化」検査（調査）結果の全ての具体的かつ客観的な理由・根拠（数値・データ）に基づく全証拠を提示下さい。 (2) 開示請求書別紙3 1～2における全ての財務局が作成した証拠となる文書・資料・図面等（各種報告書・起案文等）																請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立町田総合高等学校
314	H30.8.28	H31.1.31	(1) 開示請求書別紙1 校舎の耐震補強工事完了時の① 建物構造体を構成する部材（柱本体）（ただし耐震上問題のない柱のモルタル劣化は除く。）② 基礎 ③ 壁の「コンクリート中性化」検査（調査）結果の全ての具体的かつ客観的な理由・根拠（数値・データ）に基づく全証拠を提示下さい。 (2) 開示請求書別紙3 1～2における全ての財務局が作成した証拠となる文書・資料・図面等（各種報告書・起案文等）																請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立成瀬高等学校

30年度 公文書開示状況（1月決定分） 教育庁

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	非開示	不存在	存在 応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号	
315	H30.8.28	H31.1.31	都立多摩高等学校（14）ほか2施設耐震診断調査 成瀬高等学校（特別教室棟）耐震診断報告書	182	1						1	1								業者の社員名については、個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）であるため（7条2号） 印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（7条4号） 学校の施設名及び教室名については、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため（7条4号）	東京都立成瀬高等学校
316	H30.8.28	H31.1.31	(1) 開示請求書別紙1 校舎の耐震補強工事完了時の① 建物構造体を構成する部材（柱本体）（ただし耐震上問題のない柱のモルタル劣化は除く。）② 基礎 ③ 壁の「コンクリート中性化」検査（調査）結果の全ての具体的かつ客観的な理由・根拠（数値・データ）に基づく全証拠を提示下さい。 (2) 開示請求書別紙3 1～2における全ての財務局が作成した証拠となる文書・資料・図面等（各種報告書・起案文等）					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立野津田高等学校
317	H30.8.28	H31.1.31	都立野津田高等学校校舎耐震補強方法検討報告書	12	1																東京都立野津田高等学校
318	H30.8.28	H31.1.31	(1) 開示請求書別紙1 校舎の耐震補強工事完了時の① 建物構造体を構成する部材（柱本体）（ただし耐震上問題のない柱のモルタル劣化は除く。）② 基礎 ③ 壁の「コンクリート中性化」検査（調査）結果の全ての具体的かつ客観的な理由・根拠（数値・データ）に基づく全証拠を提示下さい。 (2) 開示請求書別紙2 1の全証拠が作成・保有されていない場合、校舎の耐震補強工事を実施した正当性を証明する(1)目的 (2)内容 (3)起案文 (4)各種報告書について全ての証拠を提示下さい。ただし、工事完了届及び検査調書を除く。 (3) 開示請求書別紙3 1～2における全ての財務局が作成した証拠となる文書・資料・図面等（各種報告書・起案文等）					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立多摩科学技術高等学校
319	H30.8.28	H31.1.31	(1) 開示請求書別紙1 校舎の耐震補強工事完了時の① 建物構造体を構成する部材（柱本体）（ただし耐震上問題のない柱のモルタル劣化は除く。）② 基礎 ③ 壁の「コンクリート中性化」検査（調査）結果の全ての具体的かつ客観的な理由・根拠（数値・データ）に基づく全証拠を提示下さい。 (2) 開示請求書別紙3 1～2における全ての財務局が作成した証拠となる文書・資料・図面等（各種報告書・起案文等）					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立日野高等学校
320	H30.8.28	H31.1.31	都立日野高等学校（9）耐震補強検討及び耐震診断委託 報告書	163	1						1	1								業者の社員名及び社員の写真については、個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）であるため（7条2号） 印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（7条4号）	東京都立日野高等学校
321	H30.8.28	H31.1.31	(1) 開示請求書別紙1 校舎の耐震補強工事完了時の① 建物構造体を構成する部材（柱本体）（ただし耐震上問題のない柱のモルタル劣化は除く。）② 基礎 ③ 壁の「コンクリート中性化」検査（調査）結果の全ての具体的かつ客観的な理由・根拠（数値・データ）に基づく全証拠を提示下さい。 (2) 開示請求書別紙3 1～2における全ての財務局が作成した証拠となる文書・資料・図面等（各種報告書・起案文等）					1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立日野台高等学校
322	H30.8.28	H31.1.31	平成13年度 都立日野台高等学校（13）耐震診断調査 校舎②（特別教室棟）報告書	402	1							1								学校の施設名及び教室名については、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため（7条4号）	東京都立日野台高等学校

30年度 公文書開示状況（1月決定分） 教育庁

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
323	H30.8.28	H31.1.31	(1) 開示請求書別紙1 校舎の耐震補強工事完了時の① 建物構造体を構成する部材（柱本体）（ただし耐震上問題のない柱のモルタル劣化は除く。）② 基礎 ③ 壁の「コンクリート中性化」検査（調査）結果の全ての具体的かつ客観的な理由・根拠（数値・データ）に基づく全証拠を提示下さい。 (2) 開示請求書別紙3 1～2における全ての財務局が作成した証拠となる文書・資料・図面等（各種報告書・起案文等）				1											請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立東村山高等学校
324	H30.8.28	H31.1.31	都立東村山高等学校（8）耐震補強検討及び耐震診断委託 報告書	254	1					1								業者の社員名、社員の写真及び資格の情報については、個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）であるため（7条2号）	東京都立東村山高等学校
325	H30.8.28	H31.1.31	(1) 開示請求書別紙1 校舎の耐震補強工事完了時の① 建物構造体を構成する部材（柱本体）（ただし耐震上問題のない柱のモルタル劣化は除く。）② 基礎 ③ 壁の「コンクリート中性化」検査（調査）結果の全ての具体的かつ客観的な理由・根拠（数値・データ）に基づく全証拠を提示下さい。 (2) 開示請求書別紙3 1～2における全ての財務局が作成した証拠となる文書・資料・図面等（各種報告書・起案文等）				1											請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立福生高等学校
326	H30.8.28	H31.1.31	都立福生高等学校（8）耐震補強検討及び耐震診断委託 報告書	79	1					1	1							業者の社員名については、個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）であるため（7条2号） 学校の施設名及び教室名については、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため（7条4号）	東京都立福生高等学校
327	H30.8.28	H31.1.31	(1) 開示請求書別紙1 校舎の耐震補強工事完了時の① 建物構造体を構成する部材（柱本体）（ただし耐震上問題のない柱のモルタル劣化は除く。）② 基礎 ③ 壁の「コンクリート中性化」検査（調査）結果の全ての具体的かつ客観的な理由・根拠（数値・データ）に基づく全証拠を提示下さい。 (2) 開示請求書別紙3 1～2における全ての財務局が作成した証拠となる文書・資料・図面等（各種報告書・起案文等）				1											請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立狛江高等学校
328	H30.8.28	H31.1.31	(1) 開示請求書別紙1 校舎の耐震補強工事完了時の① 建物構造体を構成する部材（柱本体）（ただし耐震上問題のない柱のモルタル劣化は除く。）② 基礎 ③ 壁の「コンクリート中性化」検査（調査）結果の全ての具体的かつ客観的な理由・根拠（数値・データ）に基づく全証拠を提示下さい。 (2) 開示請求書別紙3 1～2における全ての財務局が作成した証拠となる文書・資料・図面等（各種報告書・起案文等）				1											請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立東大和高等学校
329	H30.8.28	H31.1.31	都立東大和高等学校（8）耐震補強検討及び耐震診断委託 報告書	29	1														東京都立東大和高等学校
330	H30.8.28	H31.1.31	(1) 開示請求書別紙1 校舎の耐震補強工事完了時の① 建物構造体を構成する部材（柱本体）（ただし耐震上問題のない柱のモルタル劣化は除く。）② 基礎 ③ 壁の「コンクリート中性化」検査（調査）結果の全ての具体的かつ客観的な理由・根拠（数値・データ）に基づく全証拠を提示下さい。 (2) 開示請求書別紙3 1～2における全ての財務局が作成した証拠となる文書・資料・図面等（各種報告書・起案文等）				1											請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立清瀬高等学校
331	H30.8.28	H31.1.31	都立立新田高等学校ほか4校（H18）施設現況把握調査 東京都立清瀬高等学校 耐震診断 報告書	7	1						1							印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（7条4号）	東京都立清瀬高等学校

30年度 公文書開示状況（1月決定分） 教育庁

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	存在しない	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
332	H30.8.28	H31.1.31	(1) 開示請求書別紙1 校舎の耐震補強工事完了時の① 建物構造体を構成する部材（柱本体）（ただし耐震上問題のない柱のモルタル劣化は除く。）② 基礎 ③ 壁の「コンクリート中性化」検査（調査）結果の全ての具体的かつ客観的な理由・根拠（数値・データ）に基づく全証拠を提示下さい。 (2) 開示請求書別紙3 1～2における全ての財務局が作成した証拠となる文書・資料・図面等（各種報告書・起案文等）				1										請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立東久留米総合高等学校	
333	H30.8.28	H31.1.31	都立東久留米地区総合学科高等学校（北校舎）耐震改修計画評価書 ほか1件	360	1					1	1						業者の社員名については、個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）であるため（7条2号） 印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（7条4号） 学校の施設名及び教室名については、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため（7条4号）	東京都立東久留米総合高等学校	
334	H30.8.28	H31.1.31	(1) 開示請求書別紙1 校舎の耐震補強工事完了時の① 建物構造体を構成する部材（柱本体）（ただし耐震上問題のない柱のモルタル劣化は除く。）② 基礎 ③ 壁の「コンクリート中性化」検査（調査）結果の全ての具体的かつ客観的な理由・根拠（数値・データ）に基づく全証拠を提示下さい。 (2) 開示請求書別紙3 1～2における全ての財務局が作成した証拠となる文書・資料・図面等（各種報告書・起案文等）				1										請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立上水高等学校	
335	H30.8.28	H31.1.31	都立武蔵村山東高等学校校舎耐震補強方法検討委託 報告書	30	1					1	1						業者の社員名については、個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）であるため（7条2号） 印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（7条4号）	東京都立上水高等学校	
336	H30.8.28	H31.1.31	(1) 開示請求書別紙1 校舎の耐震補強工事完了時の① 建物構造体を構成する部材（柱本体）（ただし耐震上問題のない柱のモルタル劣化は除く。）② 基礎 ③ 壁の「コンクリート中性化」検査（調査）結果の全ての具体的かつ客観的な理由・根拠（数値・データ）に基づく全証拠を提示下さい。 (2) 開示請求書別紙3 1～2における全ての財務局が作成した証拠となる文書・資料・図面等（各種報告書・起案文等）				1										請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立永山高等学校	
337	H30.8.28	H31.1.31	都立永山高等学校（10）校舎耐震補強その他工事 報告書	485	1						1						印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（7条4号） 学校の施設や教室の配置等、建物内部の詳細な状況がわかる図面については、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため（7条4号）	東京都立永山高等学校	
338	H30.8.28	H31.1.31	(1) 開示請求書別紙1 校舎の耐震補強工事完了時の① 建物構造体を構成する部材（柱本体）（ただし耐震上問題のない柱のモルタル劣化は除く。）② 基礎 ③ 壁の「コンクリート中性化」検査（調査）結果の全ての具体的かつ客観的な理由・根拠（数値・データ）に基づく全証拠を提示下さい。 (2) 開示請求書別紙3 1～2における全ての財務局が作成した証拠となる文書・資料・図面等（各種報告書・起案文等）				1										請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立羽村高等学校	
339	H30.8.28	H31.1.31	(1) 開示請求書別紙1 校舎の耐震補強工事完了時の① 建物構造体を構成する部材（柱本体）（ただし耐震上問題のない柱のモルタル劣化は除く。）② 基礎 ③ 壁の「コンクリート中性化」検査（調査）結果の全ての具体的かつ客観的な理由・根拠（数値・データ）に基づく全証拠を提示下さい。 (2) 開示請求書別紙3 1～2における全ての財務局が作成した証拠となる文書・資料・図面等（各種報告書・起案文等）				1										請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立五日市高等学校	

30年度 公文書開示状況（1月決定分） 教育庁

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
340	H30.8.28	H31.1.31	(1) 開示請求書別紙1 校舎の耐震補強工事完了時の① 建物構造体を構成する部材（柱本体）（ただし耐震上問題のない柱のモルタル劣化は除く。）② 基礎 ③ 壁の「コンクリート中性化」検査（調査）結果の全ての具体的かつ客観的な理由・根拠（数値・データ）に基づく全証拠を提示下さい。 (2) 開示請求書別紙3 1～2における全ての財務局が作成した証拠となる文書・資料・図面等（各種報告書・起案文等）				1										請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立保谷高等学校	
341	H30.8.28	H31.1.31	都立保谷高等学校（14）ほか1施設耐震診断調査 都立保谷高等学校 報告書	283	1						1						学校の施設名及び教室名については、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため（7条4号）	東京都立保谷高等学校	
342	H30.8.28	H31.1.31	(1) 開示請求書別紙1 校舎の耐震補強工事完了時の① 建物構造体を構成する部材（柱本体）（ただし耐震上問題のない柱のモルタル劣化は除く。）② 基礎 ③ 壁の「コンクリート中性化」検査（調査）結果の全ての具体的かつ客観的な理由・根拠（数値・データ）に基づく全証拠を提示下さい。 (2) 開示請求書別紙3 1～2における全ての財務局が作成した証拠となる文書・資料・図面等（各種報告書・起案文等）				1										請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立瑞穂農芸高等学校	
343	H30.8.28	H31.1.31	(1) 平成18年度 教育庁耐震診断結果一覧表 (2) 耐震性能判定表（補強案A） (3) 耐震性能判定表（補強案B）	10	1					1	1						業者の社員名については、個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）であるため（7条2号） 学校の施設名及び教室名については、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため（7条4号）	東京都立瑞穂農芸高等学校	
344	H30.8.28	H31.1.31	(1) 開示請求書別紙1 校舎の耐震補強工事完了時の① 建物構造体を構成する部材（柱本体）（ただし耐震上問題のない柱のモルタル劣化は除く。）② 基礎 ③ 壁の「コンクリート中性化」検査（調査）結果の全ての具体的かつ客観的な理由・根拠（数値・データ）に基づく全証拠を提示下さい。 (2) 開示請求書別紙3 1～2における全ての財務局が作成した証拠となる文書・資料・図面等（各種報告書・起案文等）				1											東京都立大島海洋国際高等学校	
345	H30.8.28	H31.1.31	(1) 開示請求書別紙1 校舎の耐震補強工事完了時の① 建物構造体を構成する部材（柱本体）（ただし耐震上問題のない柱のモルタル劣化は除く。）② 基礎 ③ 壁の「コンクリート中性化」検査（調査）結果の全ての具体的かつ客観的な理由・根拠（数値・データ）に基づく全証拠を提示下さい。 (2) 開示請求書別紙3 1～2における全ての財務局が作成した証拠となる文書・資料・図面等（各種報告書・起案文等）				1										請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立大島高等学校	
346	H30.8.28	H31.1.31	都立大島高等学校（9）耐震診断及び耐震補強検討委託 校舎棟1（42・43校舎）報告書 ほか1件	79	1					1	1						業者の社員名及び資格の情報については、個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）であるため（7条2号） 学校の施設名及び教室名については、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため（7条4号）	東京都立大島高等学校	
347	H30.8.28	H31.1.31	(1) 開示請求書別紙1 校舎の耐震補強工事完了時の① 建物構造体を構成する部材（柱本体）（ただし耐震上問題のない柱のモルタル劣化は除く。）② 基礎 ③ 壁の「コンクリート中性化」検査（調査）結果の全ての具体的かつ客観的な理由・根拠（数値・データ）に基づく全証拠を提示下さい。 (2) 開示請求書別紙3 1～2における全ての財務局が作成した証拠となる文書・資料・図面等（各種報告書・起案文等）				1										請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立新島高等学校	



30年度 公文書開示状況（1月決定分） 教育庁

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号			
348	H30.8.28	H31.1.31	都立新島高等学校（14）耐震診断調査 調査結果概要書	44	1							1							学校の施設名及び教室名については、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため（7条4号）	東京都立新島高等学校
349	H30.8.28	H31.1.31	（1）開示請求書別紙1 校舎の耐震補強工事完了時の① 建物構造体を構成する部材（柱本体）（ただし耐震上問題のない柱のモルタル劣化は除く。）② 基礎 ③ 壁の「コンクリート中性化」検査（調査）結果の全ての具体的かつ客観的な理由・根拠（数値・データ）に基づく全証拠を提示下さい。 （2）開示請求書別紙3 1～2における全ての財務局が作成した証拠となる文書・資料・図面等（各種報告書・起案文等）				1												請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立三宅高等学校
350	H30.8.28	H31.1.31	都立三田高等学校（13）耐震診断調査①特別教室棟 報告書 ほか19件		1					1	1							業者の社員名、資格に関する情報及び社員の写真については、個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものとなるものを含む）であるため（7条2号） 印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（7条4号） 学校の施設名及び教室名については、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため（7条4号）	教育庁都立学校教育部高等学校教育課	